

「公共的差止訴訟」における 救済過程の構造とその展開(1)

— アメリカにおける「公共的イン
ジャンクション訴訟」について —

川 嶋 四 郎

目 次

- 第1章 序論
 - 問題の提起 —
 - 第1節 はじめに
 - 第2節 私見の概略
 - 第3節 考察の視角
- 第2章 「公共的インジャンクション訴訟」事件の典型例
 - その生成と展開 —
 - 第1節 はじめに
 - 第2節 *Brown* 事件
 - 第3節 *Wyatt* 事件
 - 第4節 若干の分析 (以上本号)
- 第3章 救済方法の形成過程
- 第4章 救済方法の実現過程
- 第5章 救済方法の形成および実現に対するコントロール
- 第6章 一般的特質と「公共的インジャンクション」
- 第7章 結論
 - 「救済法」の構造と日本法への示唆 —

第1章 序論

— 問題の提起 —

第1節 はじめに

— 問題の所在 —

現代社会に生起する種々の新しい類型の紛争を、できる限り多くの人々が納

得できるかたちで公正かつ合理的に解決し、その被害者を適切に救済することのできる最善の裁判システムを考案することは、今日、わたくしたちに課された大きな課題である。世界各国の司法的な紛争解決制度は、新たな紛争や課題に直面し、あるものは果敢にまたあるものは慎重に、模索と決断とを繰り返しつつ、この課題と取り組んでいるのである⁽¹⁾。

このような状況は、程度の差こそあれ、我が国でもその基調において異なるところはない。それを最も端的に表現するもののひとつとして、学界における「公共訴訟」「現代型訴訟」「政策志向型訴訟」「不法行為型訴訟」などをめぐる議論⁽²⁾を挙げることができるであろう。今日、この種の議論を通じて、我が国に

-
- (1) たとえば、マウロ・カペレッティ編（小島武司＝谷口安平編訳）『裁判・紛争処理の比較研究——アクセス・トゥ・ジャスティス・プロジェクト——（上）（下）』（中央大学出版部 1982, 1985）などを参照。
- (2) たとえば、裁判所の政策形成機能に関するものをも含めて、以下のものを挙げることができる。小島武司「公共訴訟の法理」『民事訴訟の基礎法理』113頁（有斐閣 1988, 初出 1977），同「司法の本質と課題」小島武司編『現代裁判法』3頁（三嶺書房 1987），同「現代型訴訟の役割と特質」三ヶ月章＝青山善充編『民事訴訟法の争点〔新版〕』28頁（有斐閣 1988）など、伊藤真「裁判の効力論」『ジュリスト』731号 151頁（1981），同「民事訴訟における人間」『基本法学1〔人〕』205頁（岩波書店 1983）など、田中成明「現代政治と裁判の役割——司法的政策形成をめぐる——」『裁判をめぐる法と政治』117頁（有斐閣 1979, 初出 1974），同「裁判の特質と機能」『現代法理論』136頁（有斐閣 1984），同「現代における裁判の機能の拡大——その現況と正統性に関する一考察——」『公法研究』46号 90頁（1984），同「権利の生成と裁判の役割について——裁判の政策形成機能の観点から——」『法学論叢（京都大学）』116巻 1-6 合併号 371頁（1985），同「現代における裁判の機能」『現代日本法の構図』166頁（筑摩書房 1987）など、棚瀬孝雄「裁判の政策形成機能と紛争処理機能」『民商法雑誌』75巻 1号 51頁（1976），同「裁判をめぐるインフレンス活動」川島武宣編『法社会学講座 5〔紛争解決と法1〕』306頁（岩波書店 1972）など、兼子一＝竹下守夫『裁判法〔新版再版〕』2頁（有斐閣 1983），平井宜雄「現代法律学の課題」『社会科学への招待／法律学』7頁（日本評論社 1979），同『現代不法行為理論の一展望』66頁（一粒社 1980），納谷廣美「不法行為型訴訟に関する一考察——過失責任をめぐる諸問題——」『法律論叢（明治大学）』52巻 5号 1頁（1980），同「現代型訴訟の特殊問題」中野貞一郎編『現代民事訴訟法入門』127頁（法律文化社 1985），同「民事訴訟の現代的課題への対応」『民事訴訟雑誌』34号 163頁（1988），松浦馨「民事訴訟による新幹線公害紛争解決とその限界」『法律時報』52巻 11号 20頁（1980），新堂幸司「民事訴訟の目的論からな

における裁判制度の果たすべき役割や機能が再検討され始めており、その成果いかんでは、近い将来裁判制度自体の鼎の軽重が問われると言っても、決して過言ではないのである。

しかしながら周知のように、現在、とりわけ諸種の裁判例において、大規模な公害・環境被害からの救済を求めて提起された差止訴訟（以下では「公共的差止訴訟」と呼ぶ。）は、ほとんど被害者救済の実効的な成果を上げてはいない。これは、たとえば大阪空港訴訟最高裁判決⁽³⁾や東海道新幹線訴訟名古屋高裁判決⁽⁴⁾の「結果」を見れば、明らかである。そこには、確かに、単に訴訟手続

にを学ぶか(6)(7)『月刊・法学教室』6号38頁、7号49頁(1981)、同「現代型訴訟とその役割」『基本法学8〔紛争〕』305頁(岩波書店1983)、上原敏夫「現代型訴訟」小島武司編著『民事訴訟法100講』27頁(学陽書房1984)、芦部信喜「憲法訴訟における裁判所の政策形成機能——最高裁判所と憲法の原理——」『憲法訴訟の現代的展開』141頁(有斐閣1981, 初出1977)、和田英夫「公共的利益と公共的訴訟(1)(2・完)」『法律論叢(明治大学)』56巻2号29頁、3号73頁(1983)、同「裁判官の法形成機能とその限界——訴訟制度の機能的考察の一側面——」『法律論叢(明治大学)』57巻1・2合併号(1984)(以上は後に同『行政委員会と行政訴訟制度』(弘文堂1985)に所収)、大林文敏「アメリカにおける裁判所の政策形成機能について」『沖繩法学』7号1頁(1979)、同「アメリカにおける判決のインパクト研究序説」『沖繩法学』8号1頁(1980)、同「アメリカ公法と司法的政策形成論」『沖繩法学』10号1頁(1982)、同「憲法判断のインパクト論」芦部信喜編『講座・憲法訴訟(第3巻)』261頁(有斐閣1987)、武士俣敦「司法的政策形成過程の分析——ブラウン・ケースを対象として——」『東京都立大学法学会雑誌』25巻1号319頁(1984)、同「米国における判決のインパクト研究——理論化への動き——」『法律時報』58巻1号117頁(1986)、佐藤幸治「現代国家と司法権」『現代国家と司法権』3頁(有斐閣1988, 初出1986-87)、佐藤幸治=田中成明「司法と裁判」『現代法の焦点——法感覚へのプロローグ——』98頁(有斐閣1987)、戸松秀典「司法の政策形成機能」芦部信喜編『講座・憲法訴訟〔第3巻〕』227頁(有斐閣1987)、大沢秀介『現代型訴訟の日米比較』(弘文堂1988)などを参照。なお、以上の外に、証拠法等の分野に多くの文献が存在する。さらに、アメリカの公共訴訟に関する文献については、後述註13, 註22参照。

校正中に、ディーター・ライポルド(吉野正三郎=水野五郎訳)「判決効と法形成」『立命館法学』198号248頁(1988)に接した。

- (3) 最高裁昭和56年(1981年)12月16日大法廷判決『民集』35巻10号1369頁〔差止請求却下〕。
- (4) 名古屋高裁昭和60年(1985年)4月12日判決『判例時報』1150号30頁〔差止請

固有の問題だけではなく、様々な実体法上の問題も含まれてはいるが、しかしながら手続という「形式」が判決結果という「内容」を規定しているという面も、決して無くはないように思われる（却下判決では勿論だが、棄却判決でもそのように思われるのである。）。このような現状にあって、この種の新しい紛争を解決するためのより適切な手続構造——訴訟における「救済過程」の構造——を探求し、最善の基本的な手続を案出し提示することが、今日まさに、わたしたちに不可避的に要請されていると言えるであろう。

ところで、これまで我が国において、この課題に取り組む業績が、決して皆無であったわけではない。否、竹下教授⁽⁵⁾や上村教授⁽⁶⁾等がかねてより多くの卓抜な論稿を公にされて来たのである⁽⁷⁾。しかし、その詳論は別の機会に譲らざるをえないが⁽⁸⁾、現在のところ、その趣旨が十分裁判例に反映され被害者救済

求棄却]。

- (5) たとえば、竹下守夫「不作為義務の強制執行」小山昇＝中野貞一郎＝松浦馨＝竹下守夫編『演習民事訴訟法（下）』405頁（青林書院新社 1973），同「生活妨害の差止と強制執行——強制執行法案要綱案第2次試案における関連規定の検討——」『立教法学』13号1頁（1974），同「差止請求の強制執行と将来の損害賠償請求をめぐる諸問題」『判例時報』797号30頁（1976），同「生活妨害の差止と強制執行・再論——名古屋新幹線訴訟判決を機縁にして——」『判例タイムズ』428号27頁（1981）などを参照。
- (6) たとえば、上村明広「不作為請求権に関する一問題」『民商法雑誌〔末川先生追悼論集・法と権利3〕』78巻臨時増刊号(3)49頁（1978），同「不作為請求制度に関する一考察」『実体法と手続法の交錯〔山木戸克己教授還暦記念〕』36頁（有斐閣 1978），同「差止請求訴訟の訴訟物に関する一試論」『岡山大学法学会雑誌』28巻3・4合併号335頁（1979），同「非金銭執行——引渡・明渡執行，代替執行，間接強制——」新堂幸司＝竹下守夫編『民事執行法を学ぶ』262頁（有斐閣 1981），同「差止請求訴訟の機能」『講座・民事訴訟2〔訴えの提起〕』273頁（弘文堂 1984），同「差止請求訴訟の問題点」三ヶ月章＝青山善充編『民事訴訟法の争点〔新版〕』32頁（有斐閣 1988）などを参照。
- (7) そのほかにも、これまでに多くの論稿が公にされているが、日本法の現状とその検討は、別の機会に譲らざるをえない。
- (8) これについては、拙稿『『公共的差止訴訟』の基本的な手続構造——『公共的差止訴訟』の研究・序説——』『一橋論叢』98巻3号441頁，443－48頁（1987）で簡単に検討した。

が実り多いものになっているとは到底言えないように思われる。これは、「公共的差止訴訟」事件のはらんでいる実体法上の問題にも起因するものではあるが、そこには、手続法の研究者に拱手傍観を許さないなにもものかが潜んでいるようにも思われてならない。

もとより「公共的差止訴訟」で解決が求められている紛争は、決して、唯一訴訟的処理にのみ馴染みかつそのような処理が最適なものと言うわけでもない。むしろ、訴訟は最後の手段である。したがって、この種の紛争を処理するための最適なシステムを考案して行くさいにも、たとえば小島教授のいわゆる「正義の総合システム」⁽⁹⁾の中で、裁判外紛争処理システムの全体をも視野に入れて論じることが不可避となるであろう。しかし、現在その余裕を持ち合わせていないわたくしは、以下では差し当たり、「正義の総合システム」の中核となるべき訴訟手続に焦点を絞って、考察を深めて行きたいと思う。

第2節 私見の概略

わたくしは、かつて、この分野に関する先駆的な業績に示唆を得て、「救済法」の展開の下で、一定の広汎かつ抜本的な被害者救済の成果を上げているアメリカ法を参照して、卑見を要約して述べたことがある⁽¹⁰⁾。そのさいには、能力や紙数などの関係から、日本法の状況、アメリカ法の状況そして私見について、それぞれ十分に論じ切ることができなかつた。そこで、特にこの中のアメリカ法の状況について、本稿ではやや詳しく論じ、まず、わたくしの責務の一端を塞ぐことにしたい。

ところでわたくしは、その拙稿で、「公共的差止訴訟」事件の特殊性を抽出

(9) たとえば、小島武司「正義の総合システムを考える——マクロ・ジャスティス試論——」『民商法雑誌〔末川先生追悼論集・法と権利3〕』78巻臨時増刊号(3)1頁(1978)などを参照。

(10) 拙稿「前掲論文(『公共的差止訴訟』の基本的な手続構造)(註8)」441-42頁、457-58頁、同「『公共的差止訴訟』における差止判決の修正(2・完)」『民商法雑誌』97巻5号653頁、663-67頁(1988)。

し、それを最も適切に反映しうる基本的な手続構造（「救済過程」）に関する管見の定立を試みた。それは、おおむね次のようなものであった。

〈「公共的差止訴訟」事件における最も基本的でかつ顕著な「救済方法の多様性という特殊性」は、今日に至るまでともすれば看過されがちであった。その特殊性とは、ある権利侵害⁽¹¹⁾に対する具体的な侵害排除手段（具体的救済方法）が多数存在するというものである。たとえば、不法占拠事件などの伝統的な訴訟事件とは対照的に、騒音等の差止請求事件では、一旦被害者の権利侵害が認定されても、そこから具体的救済方法が論理必然的に導き出されるわけではない。具体例を東海道新幹線訴訟事件に求めれば、権利侵害排除のための具体的救済方法としては、たとえば、防音壁の設置、列車の減速運転やその運行時間の制限、車体やレール等の設備の改善その他諸種の騒音（振動）の防止措置が存在するのである。ここでは、権利侵害と具体的救済方法との関係が、いわば「1対多対応」の関係にあるとすることができるのである。したがって、その選択あるいは組合わせをめぐって、裁判所や当事者（特に原告）は、伝統的な訴訟手続理論によれば、腐心を余儀無くされ、その負担に喘ぐことになるのである。そこで、多様な具体的救済方法の中から、当該事件における被害者救済に最適なものを選択し形成しうる基本的手続——「救済過程」——が、現行法に用意されていないなければならない。

この「救済方法の多様性という特殊性」を適切に反映しうる基本的手続は、具体的救済方法を訴訟（判決手続および執行手続）の過程を通じて徐々に具体化しうる融通無碍な手続であるべきである。

それゆえ、まず判決手続については、「公共的差止訴訟」事件を審理するための手続構造として「2段階的裁判手続」の妥当性が示唆される。すなわち、ま

(11) ここで言う「権利侵害」とは、民法 709 条の「権利侵害」の意義に関するいわゆる大学湯事件（大審院大正 14 年（1925 年）11 月 28 日判決『民集』4 卷 670 頁）で判示されたように、「法律上保護セラルルルーノ利益」（同 676 頁）の侵害という程度の意味で用いている。

ず第1段階として、迅速に「権利侵害についての判決」を言い渡し、次に第2段階として、そこで示された救済方法を形成するための指針に基づき、裁判所は、両当事者等の主体的な関与の下で、立法事実類似の「社会的な事実」を収集・評価し、とりわけ被告の協力をも得て、具体的救済方法を形成し、「救済方法についての判決」を言い渡すという手続が最適なのである。この「2段階的裁判手続」の理論構成としては、「公共的差止訴訟」における差止請求権の主張を、権利侵害についての確認請求権と救済方法についての給付請求権との客観的併合（民訴法227条）と見て、まず、一部判決（民訴法183条）で「権利侵害についての判決」を言い渡し、次に残部判決で「救済方法についての判決」を言い渡すという構成が妥当である。そのさい、一部判決の部分が上訴され上訴審に係属中の場合には、訴訟指揮により残部判決に関する審理は停止されるべきである（公害紛争処理法42条の26 1項および42条の33参照）。なお、「公共的差止訴訟」事件では、救済方法が訴訟の過程を通じて徐々に具体化されるべきであるので、申立事項の特定基準は緩和されるべきである。

さらに、執行手続についても、間接強制（民執法172条）の活用により、債務者（被告）に自発的に侵害排除手段を講じさせ、それが効を奏しない場合には、債権者は、授權決定手続を弾力的に活用して、代替執行（民執法171条）を申し立てることができ、さらに、事情が変化した場合には、その授權決定手続をいわば簡易な「判決（債務名義）修正手続」⁽¹²⁾として機能させることにより、新たな事態に俊敏かつ柔軟に対処できる途が開かれるべきである。>

第3節 考察の視角

本稿では、このような私見の提言に大きな影響と示唆を与えたアメリカ法の現況を比較的詳しく論じて行くことにより、私見の補強と一層の具体化を行ないたい。

(12) 拙稿「前掲論文（『公共的差止訴訟』における差止判決の修正）（註10）」665頁参照。

アメリカでは、1960年代から、大規模な公的制度・組織の改善を求める新しいタイプのインジャンクション (injunction) 訴訟 (以下では、これを「公共的インジャンクション訴訟」と呼び、その救済方法を「公共的インジャンクション」と呼ぶ。) が出現し、連邦裁判所の裁判官 — そして原告・被告等 — は、積極果敢に大規模な公的制度・組織の改革と取り組み、完璧とは言えないまでも、一定の成果を収めて来た。その舞台となったのは、たとえば、公立学校における人種別学級の解消を求める訴訟事件、州立の精神病院や刑務所の改善を求める訴訟事件、環境保護訴訟事件さらには雇用等における差別の解消を求める訴訟事件などである。本稿は、それらに考察の素材を求めた。これは、一見したところプロクルステス式で牽強附会のようにも思われるが、しかし、それらの手続的な枠組みを、その実体的紛争類型から一旦離れて虚心坦懐に眺めた場合に、そこから貴重な示唆が得られることが明らかになる。比較法的な視点から、ある外国の制度に範型を求める場合には、確かに、我が国の実体的な紛争類型との同質性・共通性・類似性を基礎にして外国におけるその紛争解決制度を参照することが、ある意味では最も説得的であるように思われる。しかしながら、逆説的に言えば、実体的な紛争類型が異なるからこそ、実体法の桎梏から逃れて、新たな視角から、共通の目的 — 被害者の救済・被害発生防止 — を達成するための最適な基本的手続構造を創造する契機を与えてくれるようにも思われるのである。従来から我が国における「公共的差止訴訟」の問題に取り組んで来た先達⁽¹³⁾は、比較法的には、我が国の民事訴訟法の母法であるドイツ法を参考にして来た。その考察も確かに不可欠ではあるが、本稿では、まず、これまでほとんど手続法学者の論述の視野に入れられては来なかったアメリカ

(13) 竹下「前掲諸論文(註5)」, 上村「前掲諸論文(註6)」, 沢井裕『公害の私法的救済』(一粒社 1969), 東孝行「公害の差止請求訴訟 — 西ドイツとの法比較 —」『司法研修所論集』1973 - II 80頁などを参照。

その例外として、小林秀之『アメリカ民事訴訟法』「現代型訴訟の出現とその影響」71頁, 「現代型訴訟を中心とした救済形成の特異性」327頁(弘文堂 1985, 初出1983, 1985)を挙げることができる。

法の現況を検討することを目的とし、したがって、ドイツ法については、次の機会に譲りたい。

以下での考察にさいしては、下記の視角に特にウエイトを置いて、論じて行きたい。

まず、「救済法 (remedial law)」的視角からのアプローチを行ないたい。上述のように (→本章第2節)、我が国の「公共的差止訴訟」事件は、「救済方法の多様性という特殊性」を有し、その判決手続および執行手続は、多種多様な具体的救済方法から最適なものを選択し実現する過程であった。これは、近時本格的な検討が加え始められて来た「救済法」のプロセスに符合している⁽¹⁴⁾。「救済法」とは、実体法上の権利・利益を侵害された被害者を救済するために、具体的な事件において、裁判所がどのような内容の具体的救済方法を被害者に付与することが適切でかつ妥当であるかという問題を扱う法領域であり、実体法 (substantive law) 上の問題とも、訴訟法 (procedural law) 上の問題とも区別され、両者の中間に位置する固有の法領域である。このような「救済法」は、わたくしたちに貴重な視点を提供してくれるように思われる。それは、ある実体法上の生活事実関係が問題となった訴訟事件を多かれ少なかれ画一的に加工して、既存の手続法に当て嵌める (包摂する) という思考方式から一旦脱却したかたちで、当該事件類型における具体的救済方法を形成しうるにふさわしい基本的な訴訟手続構造 (被害者救済過程) を考案し、いわば「開かれた訴訟法」を創造するための触媒的作用を果たしうるからである。

次に、このような「公共的差止訴訟」に最適な基本的手続構造を模索して行く上では、すでに指摘されているように、判決手続と執行手続との有機的な連動を絶えず考慮に入れるべきである。差止請求の内容 (具体的救済方法 — 作

(14) See e. g. D. DOBBS, HANDBOOK ON THE LAW OF REMEDIES 1-3 (West 1973), D. LAYCOCK, MODERN AMERICAN REMEDIES 1-2 (Little, Brown and Company 1985), 竹下守夫「救済の方法」『基本法学8〔紛争〕』183頁 (岩波書店 1983)。なお、「救済法」の構造については、後に第7章第1節で取り上げる。

為・不作為の具体的内容——)が、「真に被害者救済の実を挙げうるようにするためには、訴訟による救済と執行によるそれとを一体的にとらえ、執行手続で何をなしうるかとの関連において、判決手続で何を請求するかを定めなければならないし、また逆に、判決手続に期待できるのは何かとの関連で、執行手続の果すべき役割を決めなければならない⁽¹⁵⁾」。しかもとりわけ、判決が画餅に帰してしまわないように、執行手続まで通観しつつ判決手続のあるべき姿を描き出し、その判決を実効化するための執行手続が考案されなければならないのである(執行機関のはらんでいる限界から判決手続を規制して行くのではなく、執行機関の期待されるべき役割から、適切な判決手続が創造され、その判決手続に即応するように執行手続の内容が定められなければならない)。それにより、従来金銭執行と比較して、ともすれば軽視されがちであったように思われる非金銭執行(特に作為・不作為執行)に関する議論が深化されることをも、同時に期待するものである。

さらに、我が国における「公共的差止訴訟」事件において、被害者救済のための貴重な貢献をしている「和解」の成立の可能性をも念頭において、アメリカ法の基本的手続構造を見て行くことにしたい。確かに、本稿の主たる課題は、「公共的差止訴訟」における最適な判決手続および執行手続の模索ではあるが、しかしながら、和解による紛争解決の現在果たしているまたは将来果たすべき実際的に有意義な役割を考えると、考案されるべき新しい基本的手続構造は、判決(そして執行)だけではなく、それと同時に公正な和解による紛争解決を首尾よく醸成しうるものでもなければならないだろう⁽¹⁶⁾。判決に結実する訴訟手続は、被害者にとってはあくまでも救済を獲得するための一手続に過ぎず、被害者救済が柔軟に行なわれうるためには、そのニーズに合致した紛争解決制

(15) 竹下「前掲論文(「生活妨害の差止と強制執行」)(註5)」2頁。

(16) この問題に対するわたくしの一試論として、拙稿『「公共訴訟」事件における公正な和解内容の確保と裁判官の役割——アメリカのクラス・アクションにおける公正な和解内容の確保と裁判官の役割を手がかりとして——』『商学討究(小樽商科大学)』39巻2号81頁(1988)を参照。

度の諸種の選択肢（判決以外の紛争解決方法）が常に用意されていなければならないのである⁽¹⁷⁾。

以上の視角は、あくまで訴訟手続の制度的な側面にウエイトを置いたものである。しかしそれは、当然のことながら、当事者および利害関係人の主体的な関与の側面を没却するものでは決してない。むしろ逆に、被害者救済という至上の目的を達成するために、当事者および利害関係人が判決内容の形成および実現の局面へ主体的に関与しうる「場」をいかにして確保すべきかという問題意識から、本稿は、最適な訴訟手続の構築を目指すものに外ならない。

1981年12月16日、最高裁判所大法廷は、大阪空港訴訟判決において、この種の「公共的差止訴訟」に対して、わずかな蘇生の途を仄めかしつつも⁽¹⁸⁾弔鐘を打ち鳴らした。しかしそれにもかかわらず、今日「公共的差止訴訟」の提起は跡を絶たない⁽¹⁹⁾。これが意味しているものは、一体何だろうか。本来、「公共的差止訴訟」事件の対象となる問題は、いわゆる「投票箱と民主政の過程」を

(17) たとえば、井上治典「裁判手続の手軽な利用のために」『紛争処理と正義〔竜崎喜助先生還暦記念〕』45頁（有斐閣 1988）を参照。

(18) 前註3『民集』1406頁で、多数意見は、「……このような争訟は、本件空港の設置等につき運輸大臣がした前記のような個々の行政処分取消訴訟によるか、あるいは、争訟手続上は本件空港の供用行為そのものを全体として公権力の行使に当たる行為として把握し、それに対する不服を内容とする抗告訴訟によるべきものと解するのが相当であって、これを空港の事業主体である上告人と私人との間の対等当事者間の私法関係として狭義の民事訴訟の方法によつて審理判断することは許されないものというべきである。」とした。これに対して、たとえば、原田尚彦「差止請求と行政訴訟」『自由と正義』34巻4号45頁、50-51頁（1983）は、行政訴訟による「差止請求」を認めることも極めて困難であるとする。

なお、校正中に新潟空港訴訟（行政訴訟）最高裁判決に接した。これについては、差し当たり、『毎日新聞』1989年（平成元年）2月17日（夕刊（1））、『読売新聞』1989年（平成元年）2月17日（夕刊（1））などを参照。

(19) たとえば、ごく最近でも、北海道電力泊原子力発電所に対する民事差止請求訴訟が、札幌地方裁判所に提起された。『朝日新聞』1988年（昭和63年）8月31日（夕刊（14））、『北海道新聞』1988年（昭和63年）8月31日（日刊（1）（3））（夕刊（1））参照。また、羽田空港（新A滑走路）の差止め（および損害賠償）を求める民事訴訟が、東京地方裁判所に提起された。『朝日新聞』1988年（昭和63年）11月25日（夕刊（23））、『読売新聞』1988年（昭和63年）11月25日（夕刊（10））参照。

通じ、立法府・行政府などの「政治部門」の活動により解決されて行くべきものとも言えるであろう。しかし、立法府・行政府によるこの問題に対する取組みが決して十分とは言えない今日、まさに裁判所、すなわち司法制度に対して、市民の厚い期待が向けられているとも言えるのではないだろうか。「立法府がその責任を十分に果たしていないからといって、裁判所がそれらの利益の保護に取り組みなくてよいという理由にはならない⁽²⁰⁾」のである。また、行政訴訟（抗告訴訟・住民訴訟）についても一定の制約が存在するので（行政事件訴訟法9条、地方自治法242条の2参照）、民事訴訟法の分野からの被害者救済へのアプローチに、依然として大きな期待が寄せられていると言っても、決して過言ではないであろう⁽²¹⁾。

(20) 伊藤眞「紛争管理権再論——環境訴訟への受容を目指して——」『紛争処理と正義〔竜崎喜助先生還暦記念〕』203頁、206頁（有斐閣 1988）。

なお、これに対して、たとえば伊達火力発電所事件で札幌地裁昭和55年（1980年）10月14日判決は、「人の社会活動と環境保全の均衡点をどこに求めるか、環境汚染ないし破壊をいかにして阻止するかという環境管理の問題は、すぐれて、民主主義の機構を通して決定すべきものであるといえる。」と判示している。『判例時報』988号37頁、132頁（1980）。

(21) さらに蛇足ながら、「差止め」という用語自体のもつ問題点も十分に認識しておく必要がある。当然のことながら、差止請求の中には、作為・不作為請求が含まれている。一見したところ、強烈なインパクトを伴った全面的な不作為（たとえば工場の操業停止など）を表わすかのように見えるこの用語の背後には、被害者の強い決意とアピールとを表現すべきという政治運動論的なニュアンスが横たわっているようにも思われる。しかしながら、わたくしの印象では、この「差止め」という用語のもっているそのような「異常な」重さが、対象とされた事件類型固有の実体法的な問題（たとえば、差止請求の法的構成やいわゆる「公共性」の問題など）ともあいまって、被告そして裁判所を過度に刺激し、裁判所の判断を消極的なものにしていくようにも思われてならない。しかし、そうは言っても、この用語は一般的に普及しており、また現在のところわたくしには、それに代わる適切な用語の持ち合わせがない。したがって、従来通りそれを用いざるをえないが、わたくしは、意識的に「差止め」を「個別具体的な事案の解決にふさわしい一定の作為・不作為」と言った程度の法律用語として用いることにしたい。しかし、アメリカにおける「公共的インジャンクション」が、いかに融通無碍な救済方法であるかを見て行く過程で、日本法の「差止め」内容のあるべき姿が明らかになるであろう。

以下で述べるアメリカ法のダイナミクスは、一見したところわたくしたちを眩惑させ途方に暮れさせるもののようにも思われ、ともすればその救済方法の具体的な内容（実体的側面）にのみ目を奪われがちである。しかしながら、その形成および実現過程と言った「救済過程」の側面には、創造的で有益なものを見出すことができるであろう。したがって、そのエキスを抽出し、終章で日本法への示唆に供したい。

第2章 「公共的インジャンクション訴訟」事件の典型例 — その生成と展開 —

第1節 はじめに

— 「公共的インジャンクション訴訟」事件の具体的事件類型 —

アメリカにおいて、公的な制度・組織による広汎な権利侵害からの救済を主張して、その抜本的な改善を求める「公共的インジャンクション訴訟」が、頻繁に提起され、市民の間でその効用が積極的に意識され始め、研究者の間でこれらに対して分析や検討が加えられるようになったのは、比較的最近のことである。そのような事件類型が、我が国へ紹介され、研究の対象となってからまだ日が浅いのである⁽²²⁾。

アメリカでは、この種の事件に関する裁判例が増加し、それらが伝統的な訴訟類型には納まり切らないものであることが認識され始め、それらが共通して有する特殊性が抽出されるに及んで、「公共的インジャンクション訴訟」の基本的な手続構造が、次第に明らかにされて行くことになる⁽²³⁾。

(22) 我が国におけるアメリカの「公共的インジャンクション訴訟」についての紹介および研究には、次のものがある。大沢秀介『現代アメリカ社会と司法 — 公共訴訟をめぐって —』（慶応通信 1987, 初出 1980 - 1987）、同『前掲書（『現代型訴訟の日米比較』）（註2）』、小林秀之『前掲書（註13）』、藤倉皓一郎「アメリカにおける公共訴訟の一原型 — 人種別学解消訴訟における救済の範囲 —」『法協百年論集第2巻〔憲法行政法, 刑事法〕』257頁（1983）、和田英夫「前掲論文（「公共的利益と公共的訴訟」）（註2）』、井上典之「受刑者の人権と制度改革訴訟 — 合衆国での裁判所による刑務所改革について —」『阪大法学』139号 55頁（1986）、同「司法的救済、原告適格そして公共訴訟 — 合衆国での職権濫用事件をめぐる議論の検討を中心に —」141・142合併号 445頁（1987）、西村裕三『アメリカにおけるアフーマティブ・アクションをめぐる法的諸問題』（大阪府立大学経済学部 1987）、同「アフーマティブ・アクションをめぐる三判決」『判例タイムズ』642号 59頁（1987）など。

(23) 簡単には、拙稿「前掲論文（『公共的差止訴訟』の基本的な手続構造）」（註8）」参照。後に第3章以下でより詳しく論述する。

このような「公共的インジャンクション訴訟」の研究におけるパイオニア的な存在である A. Chayes 教授⁽²⁴⁾をはじめ、この分野に関する多くの論文を精力的に発表されている O. Fiss 教授⁽²⁵⁾およびその他の論者たち⁽²⁶⁾が、この種の「公共的インジャンクション訴訟」のカテゴリーに含まれるものとして挙げる事件類型には、次のようなものがある。論者によって多少の出入りはあるものの、たとえば、公立学校における白人と黒人の別学制度の解消を求める訴訟、刑務所の在監者や精神病院の患者（被収容者）の権利保護を主張して公的制度・組織の改善を求める訴訟、環境の保護を求める訴訟、議員定数の再配分を求める訴訟、公的機関における雇用および昇進のさいの人種差別の解消を求める訴訟、公的制度による住宅供給およびサービスの提供が平等に行なわれることを求める訴訟などがそれである。

なるほど、「公共的インジャンクション訴訟」事件として問題とされている事件類型は、特にそこで保護を求められている実体権に着目した場合に、我が国の「公共的差止訴訟」事件のそれとは、大幅に異なることが明らかである。しかしながら、そこで求められた救済方法、すなわち「公共的インジャンクション」とその形成過程および実現過程に着目した場合、そこには、我が国におけ

(24) See e. g. A. Chayes, *The Role of the Judge in Public Law Litigation*, 89 HARV. L. REV. 1281, 1284 (1976) [hereinafter cited as A. Chayes, *Role of the Judge*.] 【翻訳としてエイブラム・シェイズ（柿嶋美子訳）「公共的訴訟における裁判官の役割」1978 - 1 『アメリカ法』1頁】。

(25) See e. g. O. FISS, *THE CIVIL RIGHTS INJUNCTION* 4-5 (Indiana University Press 1978), O. FISS & D. RENDLEMAN, *INJUNCTIONS* 2nd ed. 528-830 (Foundation Press 1984).

(26) See e. g. Special Project: *The Remedial Process in Institutional Reform Litigation*, 78 COLUM. L. REV. 784, 788 (1978) [hereinafter cited as Special Project: *Remedial Process*.], C. DIVER, *The Judge as Political Powerbroker: Superintending Structural Change in Public Institutions*, 65 VA. L. REV. 43, 44-45 (1979) [hereinafter cited as C. Diver, *Political Powerbroker*.], D. HOROWITZ, *Decreeing Organizational Change: Judicial Supervision of Public Institutions*, 1983 DUKE L. J. 1265, 1266 [hereinafter cited as D. Horowitz, *Organizational Change*.].

る「公共的差止訴訟」の特質と類似のものが見出せるのである（本稿は、各論から総論への帰納的な論述方法を採用するので、この点についての詳論は後述本章第4節および第6章参照）。したがって、アメリカの裁判所が直面している被害者救済に関する手続的な諸問題は、以下で詳しく述べるように、我が国の裁判所が解決を迫られている問題と酷似しているのである。

また、アメリカの「公共的インジャンクション訴訟」事件として挙げられた事件類型では各事件類型に固有の実体的な問題もあるにせよ、その訴訟手続を見た場合には、類型間にいくつかの共通の特殊性が存在していることも確かである。それらを抽出する作業は後の第6章に委ねることにして、本章では、「公共的インジャンクション訴訟」の手続構造を詳しく検討するための準備的な作業として、その事件の具体的なイメージを掴むために、典型的な事例をやや詳しく見て行くことにする。ここでは、上述の事件類型のすべてについてその典型的な事例を挙げるのではなく、以下の論述の上で不可欠と思われる2つの事件類型に絞って、その具体例を見て行くことにしたい。

まず第1に、公立学校における白人と黒人との別学制度の解消を求める訴訟事件を概観する。これを取り上げたのは、すでに我が国でも藤倉教授⁽²⁷⁾が詳細に検討されているように、これがまさに「アメリカにおける公共訴訟の一原型」であり、「公共的インジャンクション訴訟」を論じているアメリカのほとんどすべての論者が、その論述の出発点としている事件類型だからである。さらに、本稿の関心の的である手続構造（被害者救済過程）の点でも、この事件類型が、その他の「公共的インジャンクション訴訟」に与えた影響が相当大きい⁽²⁸⁾から

(27) 藤倉「前掲論文（「アメリカにおける公共訴訟の一原型」）（註22）」257頁。

(28) O. Fiss, *supra* note 25 at 4-5.

ここでは、次のような指摘がなされている。「損害賠償という救済方法よりも、インジャンクションという救済方法に優越性を与えた *Brown* 判決のインパクトは、公立学校における別学制度の解消を求める訴訟事件に制限されることなく、公民権に関する事件一般に拡大した。そして、さらにそれを超えて、議員定数不均衡の是正を求める訴訟、精神病院、刑務所、商取引および環境をめぐる訴訟にまで拡大した。F. Johnson 判事がアラバマ州の公立学校における別学を解消して、その後、人権

である。この具体例として、本節では、*Brown* 事件 (*Brown I* 判決⁽²⁹⁾, *Brown II* 判決⁽³⁰⁾) を挙げることにする。これらの判決については、すでに我が国でも紹介されてはいるが、本稿ではとりわけ「救済過程 (remedial process)」, つまり救済方法の形成過程および実現過程に焦点を当てて論述することにする⁽³¹⁾。

次に第2に、「公共的インジャンクション」を通じて公立の精神病院の制度・施設の改善が求められた「公共的インジャンクション訴訟」を見ることとする。この訴訟の典型例として、本稿では、この分野の先例である *Wyatt* 事件⁽³²⁾ を比較的詳細に取り上げる。これは、憲法上「治療を受ける権利 (right to treatment)」が初めて認められた事件であり、いわば「新しい権利」に関する具体的救済方法が、訴訟により形成され実現されて行く過程における様々の工夫あるいは問題点を浮き彫りにした事件だからである。さらに、これまで我が国において、アメリカの「公共的インジャンクション訴訟」に関する若干の文献が主として論じているのは、先に挙げた公立学校における別学制度の解消を求める訴訟であるので、それ以外の事件類型をも具体的に検討することが、必要かつ有意義と考えられるからである。それはまた、この種の「公共的イン

(human right) の名の下で、州立の精神病院や刑務所の改善と取り組んだことは当然であったし、それがまた、インジャンクションを通じてなされたのも全く当然であった。」*Id.*

なお、この F. Johnson 判事の判決については、たとえば、後に本章第3節で述べる *Wyatt* 事件を参照。

(29) *Brown v. Board of Education*, 347 U. S. 483 (1954), [hereinafter cited as *Brown I case*].

(30) *Brown v. Board of Education*, 349 U. S. 294 (1955), [hereinafter cited as *Brown II case*].

(31) なお、そのほかの「公共的インジャンクション訴訟」事件の具体例は、第3章以下の該当箇所挙げて行きたい。

(32) *Wyatt v. Stickney*, 325 F. Supp. 781 (M. D. Ala. 1971), 344 F. Supp. 1341 (M. D. Ala. 1971), *supplemented*, 344 F. Supp. 373 (M. D. Ala. 1972), 344 F. Supp. 387 (M. D. Ala. 1972), *aff'd in part, remanded in part, reserved in part sub nom. Wyatt v. Aderholt*, 503 F. 2d 1305 (5th Cir. 1974).

ジャンクション訴訟」事件の実体的構造における特殊性を超えた手続的構造（「救済過程」）の共通的な特質を探究する上で、別の事件類型を検討することが不可欠と思われるからである。なお、とりわけ *Wyatt* 事件を取り上げたのは、これが新しい権利を初めて承認し、裁判所（および当事者等）がその具体化に積極的に取り組んだものであり、この事件に関するケース・スタディを中心とする比較的詳細な論文およびこの事件における担当裁判官や原告側の弁護士による救済方法の形成過程および実現過程をかなり詳細に綴った論文が公にされているという事情にもよる。

なお、アメリカの訴訟手続の基本的な構造は、様々な点で我が国のそれとはその内容を異にする。そこで本稿では、一定の場合を除いて、意味内容の類似性を理由に、我が国の訴訟法・訴訟法学において特定の意味内容を持つ専門用語に置き換えることを避けることにした。それは、アメリカ法の個々の訴訟手続の内容を正確に伝えようとしたためである。たとえば、injunction は、通常「差止命令」と訳されているが、カタカナで表記したのは、エクイティ (equity) 上の柔軟かつ強力な救済方法の内実を適切に表現したかったからに外ならない。さらに、たとえば、formulation of the remedy, implementation of the remedy は、それぞれ我が国の判決手続と執行手続とに対応するものではあるが、その各々は、我が国のそれとは内容的に見てかなり異なるので、あえて「救済方法の形成過程」および「救済方法の実現過程」という新奇な用語を用いることにした。

第2節 *Brown* 事件

—「公共的インジャンクション訴訟」事件の一原型—

現代のアメリカ社会では、広汎な権利侵害からの救済を主張して公的な制度・組織の改善を求める訴訟が数多く提起されている。これらの事件では、「公共的インジャンクション」が幅広く利用されている。また裁判所は、積極的な姿勢でそれらの事件に取り組んでいるのである。このような情景を前にして、この種の訴訟事件に関する研究のパイオニアのひとりである O. Fiss 教授は、

「ブラウン判決の凱旋 (The Triumph of *Brown*)」⁽³³⁾ と粹な言葉で表わしている。以下では、まずこのように、「公共的インジャンクショソ訴訟」事件の嚆矢となるべき運命にあった *Brown* 事件の手続的構造 (被害者の救済過程) を探究することにしよう。これは、この種の訴訟事件の処理方法に対する連邦裁判所の基本な方針を決定付けたという意義を有しているのである。

1. *Brown I* 判決⁽³⁴⁾

—「権利侵害についての判決」とその経緯—

1954年5月17日、連邦最高裁判所は、全員一致で、公立学校における白人と黒人との別学 (segregation) が違憲であるとの判決を下した。この判決で、連邦最高裁判所は、まず、被告である教育委員会 (Board of Education) による権利侵害が存在するという判断、つまり被告の責任 (liability) を認定する判断のみを行なった。そして、このような状態から被害者を救済するために適切な

(33) O. Fiss, *supra* note 25 at 1.

(34) *Brown I* case, *supra* note 29.

この判決および次に述べる *Brown II* 判決については、すでに我が国でも、いくつかの紹介および研究がなされている。たとえば、奥平康弘「“Separate but Equal” Rule の推移過程」『公法研究』18号36頁(1958)、内田力蔵「教育における平等・Separate but Equal の理論」『英米判例百選』110頁(1964)、和田英夫「ブラウン判決とその意義——アメリカ憲法と最高裁判所——」『法律論叢(明治大学)〔野田孝明教授古稀記念論文集〕』39巻4-6合併号1頁(1966)、藤倉皓一郎「連邦最高裁判所と南部」加藤秀俊編『講座・アメリカの文化4〔多様の中の統一〕』155頁(南雲堂1970)、同「裁かれる南部——アメリカ最高裁の判決を追って——(一)」『判例タイムズ』243号2頁(1970)、同「公立学校における人種別学の撤廃」1972-2『アメリカ法』220頁、同「前掲論文(「アメリカにおける公共訴訟の一原型」)(註22)」、大林文敏「ウォレン・コートと人種差別(1)(2・完)」『沖繩法学』5号1頁、6号1頁(1977, 1978)、松平光央「教育における平等」『英米判例百選I(公法)』136頁(1978)、武士俣「前掲論文(「司法的政策形成過程の分析」)(註2)」、大沢秀介『前掲書(『現代アメリカ社会と司法』)(註22)』5頁など。藤倉教授(「アメリカにおける公共訴訟の一原型」)および大沢助教授のものを除いて、これらの文献はおおむね「憲法実体法」(または法社会学)に関するものである。わたくしとは視点が必ずしも同じとは言えないものの、本章は、藤倉教授および大沢助教授の論稿に負うところが大きい。

具体的救済方法についての判断は、そこでは行なわず、後に延期したのである。

事案の概要⁽³⁵⁾は次の通りである。

本件は、もともとカンザス、サウス・キャロライナ、ヴァージニアおよびデラウェアの各州で個別に提起された別学制度の解消を求める訴訟事件が、法律問題を共通にするゆえに併合審理された事件である。まずカンザス州の事件⁽³⁶⁾は、クラス・アクション (class action) によって、公立学校における別学制度を認める州法の差止めを求めて提起された訴訟であった。サウス・キャロライナ州の事件⁽³⁷⁾およびヴァージニア州の事件⁽³⁸⁾は、いずれも、公立学校で別学を行なうべきことを規定した州憲法 (ヴァージニア州においては法律にも規定されていた。) の差止めを求めて提起されたクラス・アクションであった。最後に、デラウェア州の事件⁽³⁹⁾は、公立学校で別学を行なうことを要求した州憲法および法律の差止めが求められた訴訟であった。これらの事件が各々飛越上告 (direct appeal) されたのが本件である。

各々の事件で、黒人の児童たちは、別学でない学校への入学を希望して、裁判所の助力を求めていた。彼らは、人種による別学を要求しまたは許可する憲法あるいは法律によって、白人の通っている学校への入学を拒否されていた。そこで、本件では、このような別学制度は、合衆国憲法第 14 修正の保障した法の下での平等に反するものであるとの申立てがなされたのである。この事件で、原告の背後には、NAACP (National Association for the Advancement

(35) 本件の事実関係は、E. Warren 首席裁判官によって言い渡された全員一致の意見の中に簡潔に記されているものを中心にまとめ、必要な限りで FEDERAL SUPPLEMENT および ATLANTIC REPORTER 2ND SERIES を参照した。さらに、アール・ウォーレン (森田幸夫訳) 『ウォーレン回想録』17-29頁, 457-72頁 (彩流社 1986) 参照。また、本件における NAACP の活動については、武士侯「前掲論文 (『司法的政策形成過程の分析』) (註2)」377-84頁参照。

(36) Brown v. Board of Education, 98 F. Supp. 797 (D. Kan. 1951).

(37) Briggs v. Elliott, 98 F. Supp. 529 (E. D. S. C. 1951).

(38) Davis v. County School Board, 103 F. Supp. 337 (E. D. Va. 1952).

(39) Belton v. Gebhart, 87 A. 2d 862 (Del. 1952).

of Colored People) が存在し、様々な局面で原告を支援していた。州裁判所に訴えが提起されたデラウェアの事件以外の事件の下級審判決では、連邦最高裁判所の先例⁽⁴⁰⁾であるいわゆる「分離されてはいるが平等の法理 (separate but equal doctrine. 各人種が実質的に同じ施設を供与されている場合には、それらが分離されていても平等であるとの法理)」に依拠して、原告に救済を与えてはいなかった。

以上のように事実関係を述べ、E. Warren 首席裁判官は、おおむね次のように⁽⁴¹⁾判示した。

〈公立学校における白人の児童と黒人の児童との別学制度は、有色人種の児童に対して悪影響を与えている。それを法が認めている場合には、かなり大きなインパクトを持っている。なぜならば、人種を分離する政策は、通例、黒人たちの劣等性を示しているからである。その種の劣等感は、児童の学習意欲に悪影響を与える。したがって、法が認めている別学制度は、教育および精神的発育を遅らせ、かつ共学制度で得られるであろう利益を奪うおそれがある。この認定は、現代におけるその分野の権威者たちによって、十分支持されているのである。それゆえに、この認定に反する先例の文言は、本件では排斥されるのである。

公教育の分野において、いわゆる「分離されてはいるが平等の法理」は、存在しえない。分離された教育施設は、それ自体不平等である。したがって、原告およびその者たちと類似の地位に置かれその者のために訴えを提起された者たちは、別学制度により平等な保護を剥奪されているのである。

本件がクラス・アクションであること、本判決が広範囲での適用可能性を有すること、そして地方(州)の諸条件が極端に多様性を帯びていることに起因して、本件で、判決の内容、つまり具体的救済方法を形成することはかなり複雑な問題となる。それゆえに、我々は、判決の形成において当事者から十分な

(40) これは、*Plessy v. Ferguson*, 163 U. S. 537 (1896) である。

(41) *Brown I case*, *supra* note 29 at 494-96.

補助を得るために、本件は、再び訴訟事件の審理表に組み込まれる予定である。そこで当事者は、先に裁判所の提示した質問項目の4および5⁽⁴²⁾について、弁論の準備をしなければならない。

連邦の法務総裁 (Attorney General) は、再び訴訟参加を要請され、別学を許可または要求している諸州の法務総裁 (Attorneys General) は、アミカス・キュリイ (*amici curiae*)⁽⁴³⁾ として訴訟に関与することが許される。)

このように、連邦裁判所は、まず「権利侵害についての判決」だけを言い渡したのである。

(42) *Id.* at 495 n. 13.

この質問項目の要旨は、以下の通りである。

く4. 公立学校での別学が第14修正に違反すると判示されたとして、

(a) 通常の学区内で、黒人児童の選択する学校に直ちに入学させる旨の判決を下すべきか。

(b) 当裁判所は、エクイティ権限を行使して人種による別学制度を解消するために漸進的かつ効果的な調整ができるか。

5. 質問4と同じ仮定に立ち、その(b)の目的を達成するために、当裁判所がエクイティ権限を行使するとして、

(a) 当裁判所は、詳細な判決を作成すべきか。

(b) それを作成すべきであるとして、どの争点につき作成されるべきか。

(c) 当裁判所は、その判決の特定の事項につき助言を得るために、スペシャル・マスター (Special Master) を任命し、証拠の収集を行なわせるべきか。

(d) 当裁判所は、判決の作成を指示して、第1審裁判所に差し戻すべきか。そうするとして、どのような一般的な指針を示すべきか。また、第1審裁判所は、より詳細な判決に至るためにどんな手続に従うべきか。)

(43) 我が国では、「裁判所の友」と訳されている。この制度については、伊藤正己「Amicus Curiae について — その実際と評価 —」『裁判と法 [菊井先生献呈論集] (上)』129頁 (有斐閣 1967)、桜田勝義「『裁判所の友』について」『法律時報』39巻7号50頁 (1967)、森川金寿「裁判の民主的コントロール — アミカス・キュリイについて —」『裁判上の諸問題 [兼子博士還暦記念] (上)』263頁 (有斐閣 1969)、小島武司「裁判所の友 — 訴訟の社会的性格の一断面 —」『民事訴訟の新しい課題』61頁 (法学書院 1975) などを参照。

なお、amicus の複数形は amici であるが、本稿では、便宜的に単数形および複数形ともに、「アミカス」と呼ぶこととする。

2. *Brown II* 判決⁽⁴⁴⁾

—「救済方法についての判決」—

Brown I 判決の約1年後の1955年5月31日、連邦最高裁判所は、*Brown II* 判決、すなわち「救済方法についての判決」を言い渡した。ここでは、同裁判所は、まず、公立学校における別学制度を改めるための大枠を設定したのち、その基準を満たす具体的な救済方法を形成させるために、本件として併合審理されている各々の事件を、それぞれの地方裁判所（デラウェアの事件については同州の最高裁判所）に差し戻したのである。

E. Warren 首席裁判官は、まず、*Brown I* 判決を繰り返して、次のように⁽⁴⁵⁾ 述べた。

〈1954年5月17日の判決は、別学を違憲としたが、その種の別学を要求しまたは許可しているすべての規定は、この原則に服さねばならない。そこでは、どのような内容の具体的な救済方法が与えられるべきかに関する判断は留保されていた。

具体的な救済方法の形成のさい、本件では、地方の諸条件が極端に多種多様であるので、救済方法の問題についての判断には、再度の弁論が必要とされたのであった。そして、この判決が連邦全体に及ぼす影響力に照らして、我々は、公教育における別学を要求しまたは許可したあらゆる州の法務総裁 (Attorneys General) および連邦の法務総裁 (Attorney General) の出廷およびその者たちの救済方法に関する見解の披瀝を要請したのである。その結果提出された証拠は、複雑な具体的な救済方法を考慮するための情報となり得たし、また有益でもあった。〉

このように、1954年5月17日の判決（「権利侵害についての判決」）から弁論の再開を経てこの判決に至るまでの経過が簡潔に記された。そして、連邦最高裁判所は、別学制度を改めるために、以下に述べるような基本的な

(44) *Brown II* case, *supra* note 30.

(45) *Id.* at 298–99.

指針⁽⁴⁶⁾に従って、具体的救済方法を形成すべきことを命じたのであった。

くまず、被告である教育委員会が、これらの問題を解明し、審査し尽くして解決すべき第1次的な責任を負う。そして各裁判所は、教育委員会が憲法上の原則を誠実に具体化し実現しているか否かを検討しなければならない。連邦地方裁判所は、地方の諸条件に精通しており、またその地方でのヒアリングの実施も可能であるので、この種の司法的評価を最もよく行なうことができる。ゆえに、本件を差し戻すのである。

連邦地方裁判所は、判決内容を作成し具体的な救済方法を実現するさい、エクイティ上の諸原則に導かれることになる。伝統的に、エクイティの特徴は、柔軟に具体的救済方法を形成し、公的ニーズと私的ニーズとを判断して、それらを調整することができる点にある。本件は、まさに、エクイティ権限の伝統的な属性を発揮することが必要とされた事件である。原告個人の利益は、できるだけ早く共学の公立学校に入学することである。この利益を実現するためには、合憲である学校制度に移行するさいに生じる様々な障害を除去しなければならない。その種の障害を除去するために、エクイティ裁判所はまた、公的利益 (public interest) をも考慮に入れなければならない。被告である教育委員会は、*Brown I* 判決の内容の完全な実現に向かって、即座でかつ合理的なスタートを切らねばならない。具体的救済方法の実現に着手したのちに、さらに時間が必要となった場合には、それが、公的利益に照らして必要なこと、および当初からの判決の誠実な遵守に矛盾しないことを主張立証する責任は、教育委員会が負う。裁判所は、その目的のために、判決の執行に関する問題、すなわち、学校の施設状態、通学システム、職員人事、学区の修正、さらには各州において必要な法律および規則の改正を考慮することができる。裁判所は、人種による別学が行なわれていない学校制度へ移行するために、被告が提案した制度の改善プランが適切か否かを審査することもできる。共学制度へ移行する

(46) *Id.* at 299–301.

間、裁判所は、事件の管轄を保持 (retention)⁽⁴⁷⁾ する。

デラウェアの事件以外、本件は、連邦地方裁判所に破棄差戻しされる。そして、各裁判所は、できるだけ慎重な速度で (with all deliberate speed), 人種による別学のない公立学校へ原告を入学させるために必要かつ適切な手続を採用し、判決を下さなければならない。)

こうして、「救済方法についての判決」が言い渡され、連邦裁判所等による別学の解消が開始された。この判決は、単に別学制度の解消という問題に留まらず、公的な制度・組織による権利侵害からの保護が主張されたその他の事件類型にも、大きな影響力を及ぼすことになった。とりわけ、本件における裁判所による被害者の救済過程は、「公共的インジャンクション訴訟」事件と取り組む裁判所により、これ以後先例として活用されるものとなったのである。

なお、この事件に関して、連邦裁判所による教育制度への関与は、こののち30年間にわたって続いた⁽⁴⁸⁾と言われている。

第3節 Wyatt 事件

—「公共的インジャンクション訴訟」事件の展開例—

大規模な公的制度・組織の改善を求める「公共的インジャンクション訴訟」事件は、公立学校における別学の解消を求める訴訟事件の枠を越えて、他の事件類型にも拡大して行った。その典型的な事件類型として、精神病患者および精神遅滞者の治療施設をも含んだ公立精神病院の改善が求められた訴訟事件の類型を挙げることができる。この典型例が Wyatt 事件⁽⁴⁹⁾である。ここでは、連

(47) この救済方法の実現過程における「管轄の保持」の制度については、後述第4章を参照。

(48) 藤倉「前掲論文（「アメリカにおける公共訴訟の一原型」）」264頁。

なお、公立学校における別学制度の解消を求める訴えのその後の動向については、同論文265-277頁、同「前掲論文（「公立学校における人種別学の撤廃」）（註34）」、同「人種の共学」『同志社アメリカ研究』11号24頁（1975）などを参照。See also generally e. g. H. KALODNER & J. FISHMAN ed., LIMITS OF JUSTICE, THE COURTS' ROLE IN SCHOOL DESEGREGATION (Ballinger 1978).

(49) Wyatt cases, *supra* note 32.

邦地方裁判所の F. Johnson 判事が、州立の精神病院制度の改善に積極的な姿勢で取り組んだのである。ここでは、それまでには認められることのなかった新しい権利である「治療を受ける権利 (right to treatment)」が初めて認められ、その権利侵害に対する具体的救済方法が形成され、そしてそれが、裁判所の継続的な監視の下で実現されて行ったのであった。

この事件については、資料的にも恵まれているので、判決文のみを形式的に追うことはせずに、それらの資料にも依拠して、特に具体的救済方法の形成過程およびその実現過程にウエイトを置いて、比較的詳細にその訴訟事件の経過を辿ることにしたい⁽⁵⁰⁾⁽⁵¹⁾。

1. 救済方法の形成過程

1) 「権利侵害についての判決」に至る過程

(50) 以下の叙述に当たっては、註 32 に挙げた判決集のほか、主として、Note, *The Wyatt Case, Implementation of a Judicial Decree Ordering Institutional Change*, 84 YALE L. J. 1338, 1347-69 (1975) [hereinafter cited as Note, *Wyatt Case.*], Note, *Implementation Problems in Institutional Reform Litigation*, 91 HARV. L. REV. 428, 429-61 (1977) [hereinafter cited as Note, *Implementation Problems.*], J. Drake, *Judicial Implementation and Wyatt v. Stickney*, 32 ALA. L. REV. 299, 299-312 (1981), F. Johnson, *The Role of the Federal Courts in Institutional Litigation*, 32 ALA. L. REV. 271 (1981) [hereinafter cited as F. Johnson, *Role of the Federal Courts.*], M. Lottman, *Enforcement of Judicial Decrees: Now Comes the Hard Part*, 1 MENTAL DISABILITY L. REV. 69 (1976) に負うところが大きい。Note, *Wyatt Case.* は、両当事者へのインタビューおよび裁判所にファイルされている資料などをも駆使して書かれたものである。

(51) 本件では、憲法上の「治療を受ける権利」が初めて認容された事件としても注目されている。See C. WARREN, *THE COURT OF LAST RESORT: MENTAL ILLNESS AND THE LAW* 32-33 (University of Chicago Press 1982). しかし、本稿では、この権利をめぐる問題には立ち入らない。なお、この権利については、たとえば Case Comment, *Wyatt v. Stickney and the Right of Civilly Committed Mental Patients to Adequate Treatment*, 86 HARV. L. REV. 1282 (1973), さらに、中園康夫「1978年被告側修正申立訴訟について——1972年ワイアット判決に対する被告側の反論——」『論集(四国学院大学)』61号98頁(1985), 松平光央「アメリカ

本件は、労使紛争にその端を発した⁽⁵²⁾。

アラバマ州にある州立精神病院 Bryce Hospital は、1970年代に入って財政危機に見舞われたので、その職員の解雇を余儀なくされた。解雇された職員および同病院の患者は、1970年10月23日に、その解雇により約5,000人の患者が適切な治療を受けられなくなると主張して、解雇命令の取消しを求めるクラス・アクションを提起した。

その後、連邦地方裁判所の F. Johnson 判事が、解雇された職員は州の裁判所で適切な救済を受けることができること、および解雇により患者に適切な治療が与えられなくなる可能性について懸念を抱いていることを明らかにしたのを受けて、原告は、連邦裁判所における訴訟の焦点を、Bryce Hospital 内の治療の適切さの確保に絞ったのである⁽⁵³⁾。

1971年1月4日、原告は、当初の訴状の訂正 (amendment) の申立てをなし、「州立の精神衛生施設 (mental health facility) の被収容者が、憲法上、十分な治療を受ける権利を有すること」の宣言判決 (declaratory judgment) および「被告が、上記憲法上の基準に違反して、Bryce Hospital を運営することを禁止すること」を内容とするインジアンクジョンを求めた⁽⁵⁴⁾。さらに原告は、1971年1月20日、連邦民事訴訟規則 53 条⁽⁵⁵⁾に基づき、専門家で構成されたパネル (panel) の任命を申し立てた⁽⁵⁶⁾のである。

における精神障害者の人権保障の展開」藤倉皓一郎編『英米法論集』183頁(東京大学出版会 1987)、また後註 60 などを参照。

(52) J. Drake, *supra* note 50 at 299–30.

(53) Note, *Wyatt Case. supra* note 50 at 1347.

なお、解雇命令の取消しを求める訴訟は、これにより第2次的なものとなった。なぜなら、同種の訴訟が州裁判所にも提起されており、また、連邦裁判所に提起することができる保険金請求権は、原告らが適切な治療を否定されていることの確定を先決問題としたからであった。See J. Drake, *supra* note 50 at 300.

(54) Note, *Wyatt Case. supra* note 50 at 1347–48.

(55) FED. R. CIV. P. 53 (1966).

(56) J. Drake, *supra* note 50 at 301 & n. 19.

これは、次の3つの目的を遂行するために申し立てられた。

この事件で F. Johnson 判事は、以下に述べるようにおおむね 3 つの段階に分けて判決を下した。一般的に言えば、各々の段階で裁判所は、常に必要とあれば積極的な役割を引き受けることを示唆しながらも、できるだけ被告による自発的な改善措置の実施を促すように努力したのである。

2) 「権利侵害についての判決」⁽⁵⁷⁾

1971年3月21日、連邦地方裁判所は、まず、被告による「権利侵害についての判決」を言い渡した。その要旨は、以下の通りである。

〈強制的に州立精神病院に収容された者は、連邦憲法第14修正（デュー・プロセス条項）⁽⁵⁸⁾の下で「治療を受ける権利」(right to treatment)を有する。Bryce Hospital内の制度条件および治療方法は、科学的小および医学的に見て不適切であり、しかも精神病患者に治療を施すための最低基準に合致していない⁽⁵⁹⁾。〉

連邦地方裁判所は、このように被告による原告の権利侵害を認定したが、原告が申し立てていた具体的救済方法に関するプラン（いわば判決原案⁽⁶⁰⁾）を採

〈① 連邦地方裁判所に、Bryce Hospitalの諸条件についての証拠を継続的に提出するための事実調査機関を設ける目的。② 被告の行為および病院の経営を監視するためのシステムを設立する目的。③ 不当に収容された患者を退院させるための組織を作る目的。〉 *Id.*

本件において原告の弁護士であった J. Drake 氏は、このパネルに関する計画は曖昧であったが、しかし病院の運営に取って代わることまでは含んでいなかったと説明している。 *Id.* at 302.

(57) Wyatt v. Stickney, 325 F. Supp. 781 (M. D. Ala. 1971).

(58) U. S. CONST. AMEND. XIV (1868).

(59) Wyatt case, *supra* note 57 at 784-85.

(60) 原告は、「治療を受ける権利」を実現するために、具体的に様々な救済方法に関するプランを提案していた。とりわけその中で、原告は、任命を申し立てたパネルの行為の指針および裁判所の活動の基準としても役立つように、次のような6項目の基準を提示していた。

〈① Bryce Hospitalは、Joint Commission on Accreditation of Hospitalsの認可が受けられるように、治療プログラムを改善しなければならない。② Bryce Hospitalは、高齢者医療保障制度 (Medicare) および低所得者・身障者国民医療保障制度 (Medicaid) のプログラムの下で給付を受けられるように、社会保障機関

用せずに、むしろ、被告に、制度改善に関するプランの提出を求め、その作成のために90日間の猶与期間を与えた⁽⁶¹⁾。そして、裁判所は、「管轄の保持」を明記したのである⁽⁶²⁾。なお、この作成期限は、のちに（同月中に）6カ月後に延長された⁽⁶³⁾。そして連邦地方裁判所は、連邦司法省（United States Department of Justice）に対して、アミカス・キュリイとして訴訟に関与することを要請した⁽⁶⁴⁾。

さらに、本判決後の同年8月20日、連邦地方裁判所は、精神衛生の向上または公民権の保護を目的とする専門機関が、アミカス・キュリイとして訴訟に関与することを許可した⁽⁶⁵⁾のである。

（Social Security Administration）の基準を充足しなければならない。③ Bryce Hospitalは、Committee on Psychiatric Hospital Standards and Policies of the American Psychiatric Associationが是認した最小限度の基準を満たすように、施設の諸条件を改善しなければならない。④ 患者に対するBryce Hospitalのスタッフ（医師、登録済の看護婦、心理学者、ソーシャル・ワーカー、その他治療に携わるすべての者）の員数が、American Psychiatric Associationの最小限度の基準を満たさねばならない。⑤ 精神医、登録済の看護婦およびソーシャル・ワーカーは、専門的組織の基準を満たしてアラバマで職務を行なうために、資格をすでに得ているかあるいは少なくともそれと同視しうる者でなければならない。⑥ 医師は、患者が病院に収容されたのち最初の2カ月間は1週間に1度、その後は1カ月に1度の割合で、同病院の治療記録に治療の進み具合を記入しなければならない。〉 J. Drake, *supra* note 50 at 303.

なお、J. Drake氏は、これより約10年ののち、この基準を回顧して、次のように述懐している。「振り返って考えれば、この提案は初歩的なものであった。しかし、Bryce Hospitalの諸条件は全く滅茶苦茶であったので、専門家によるおきまりの諸活動の必要性が、原告により主張されたのだった。」 *Id.* at 303 n. 11.

なお、原告側の弁護団には、「治療を受ける権利」の提唱者であり、医師かつ弁護士であった M. Birnbaum氏も参加していた。同氏の見解については、たとえば *The Right to Treatment*, 46 A. B. A. J. 499 (1960)【この内容については、松平「前掲論文（註51）」203-05頁参照】参照。

(61) Wyatt case, *supra* note 57 at 785.

(62) *Id.* at 786.

(63) Wyatt v. Stickney, 334 F. Supp. 1341, 1342 (M. D. Ala. 1971).

(64) Wyatt case, *supra* note 57 at 786.

(65) Note, Wyatt Case, *supra* note 50 at 1348.

これらの機関として、American Psychological Association, American

3) 原告の追加および被告の提出した救済方法のプランに関する裁判所の
補充的な判決⁽⁶⁶⁾

1971年8月4日、原告は、アラバマ州内の Searcy Hospital および Partlow State School and Hospital に、精神病の治療のために強制的に収容された患者をも、原告のクラスに追加することを申し立てた。これに対して、同8月22日、連邦地方裁判所は、この追加を許可した⁽⁶⁷⁾。

また、同年9月1日、原告は、州財務省長官 (Treasurer of the State of Alabama) をも新たに被告として追加し、州の余り重要ではないすべての財政支出を禁止し、その資金を州の精神衛生システムの予算に組み込むことを申し立てた。しかし、これについては、その時点では適切でないとして却下された⁽⁶⁸⁾。

同年9月23日、被告は、「権利侵害についての判決」で要求された救済方法に関するプランを提出した。しかし、原告およびアミカス・キュリイ⁽⁶⁹⁾のすべてが、このプランに異議を申し立て、その内容的な適切さを争ったのである。

これに対して、同年12月10日、連邦地方裁判所の F. Johnson 判事は、被告の提出した具体的救済方法に関するプランが不適切であると判示して、補充的な判決により、適切な「治療を受ける権利」を確保するための指針となる3つの基本的な条件を提示した⁽⁷⁰⁾。それは、次のものであった。

Orthopsychiatric Association および American Civil Liberties Union が、訴訟に関与した。これにより、原告は専門家へのアクセスが可能となり、専門家からの助言および助力を得ることができるようになったとされる。See J. Drake, *supra* note 50 at 304.

(66) Wyatt case, *supra* note 63.

(67) *Id.* at 1342 n. 1, Wyatt v. Stickney, 344 F. Supp 373, 374-75 (M. D. Ala. 1972).

なお、被告については、もともとアラバマ州の精神衛生委員会 (Board of Mental Health) の委員長であり、それは新たに原告として追加された患者の所属している制度をも管理していたので、特にその変更 (追加的変更) は必要ではなかった。*Id.*

(68) J. Drake, *supra* note 50 at 304.

See also Wyatt v. Stickney, 344 F. Supp. at 375 n 4.

(69) See *supra* note 43.

(70) Wyatt case, *supra* note 63 at 1343.

- 〔(1) 人道的な心理的環境および物理的環境。
 (2) 適切な治療を施すに十分な数の有資格スタッフ。
 (3) 個人別の治療プラン。〕⁽⁷¹⁾

連邦地方裁判所は、被告である3つの施設が、これらの基準を満たしていないと判示した⁽⁷²⁾。しかし、同裁判所は、制度を運営するためのマスター(master)の任命についての判断は見合せ、その代わりに、当事者およびアミカス・キュリイが具体的救済方法に関するプランを提出することができるように、審理を再開した。

その審理の前に、原告とアミカス・キュリイ等は、具体的救済方法の形成の局面では大幅な合意(stipulation)に達したが、しかし、救済方法の実現の局面では、合意には至らなかった⁽⁷³⁾。その結果として、裁判所は、当事者やアミカス・キュリイから、具体的救済方法についての様々な提案を受け取ることになったのである。

1971年2月28日から翌3月2日まで、具体的救済方法に関する審理が行なわれた。そこでは、被告である各制度内における治療に纏わる種々の問題点が

(71) *Id.*

(72) *Id.* at 1343-44.

(73) J. Drake, *supra* note 50 at 305.

原告が提案した救済方法に関するプランは、おおむね次の通りであった。

〈① 被告として立法府をも追加すること。② 3つの制度を運営するために、マスターを利用すること。③ 判決の実現を監視させ、裁判所に定期的なレポートを提出させるために、human rights committee (人権委員会)を任命すること。④ 専門家からなる advisory committee (諮問委員会)を任命すること。⑤ 3つの制度へ新たに患者を収容することを禁止すること。⑥ 新たな精神病院制度の建設を禁止すること。〉 *Id.*

これに対して、アミカス・キュリイも基本的には同じ提案をしたが、次の事項をも要求した。

⑦ 裁判所が、各制度内に、legal advocacy unitを創設すること。⑧ 施設を離れて一般社会の中で患者の治療を行なうための制度を整備すること。〉 *Id.*

なお、この時期に原告側は、裁判所が被告の自発的な改善プランの提出およびその実現に依拠することは現実的ではないと感じていたので、各制度を運営するためのマスターが任命されることこそ、唯一効果的な方法であると感じていたとされる。

Id.

明らかにされた。なお、裁判所は、審理の終了に当たって、状況の緊急性を強調して、Partlow State School and Hospital の被収容者の生活を保護しつつその福祉を向上するために、「中間的緊急命令 (Interim Emergency Order)」を発令した⁽⁷⁴⁾。

4) 「救済方法についての判決」⁽⁷⁵⁾

1972年4月13日、連邦地方裁判所は、3つの制度に関する2つの判決を言い渡した。

まず、連邦地方裁判所は、憲法上の「治療を受ける権利」を充足するための最低基準について、包括的なリストを作成した⁽⁷⁶⁾。それは、被告が先の補充的判決(→3))で挙げられた3つの基本的な条件を充足するための具体的な措置を極めて詳細に規定したものであった⁽⁷⁷⁾。

(74) Note, *Wyatt Case*, *supra* note 50 at 1349-50.

(75) *Wyatt v. Stickney*, 344 F. Supp. 373 (M. D. Ala. 1972), *Wyatt v. Stickney*, 344 F. Supp. 387 (M. D. Ala. 1972). 前者は Bryce Hospital および Searcy Hospital (いずれも精神病患者の施設) に関する判決であり、後者が、Partlow State School and Hospital (精神遅滞者の施設) に関する判決である。

(76) *Wyatt case*. *supra* note 75 344 F. Supp. at 376, 379 & Appendix A, *Wyatt case*. *supra* note 75 344 F. Supp. at 392, 395 & Appendix A.

(77) Bryce Hospital および Searcy Hospital に関する *Wyatt case*. *supra* note 75 344 F. Supp. at 379-86 Appendix A を大まかに見ると、次の通りである。

「I. 定義。」ここでは、「病院」、「患者」、「資格のある精神衛生の専門家」および「専門家でないスタッフ」の定義がなされている。特に注目すべきことは、「患者」の定義の中に、「現に収容されている者」だけでなく、「将来収容される者すべて」を含んでいることである。後に述べるように、「公共的インジャンクション訴訟」では、救済方法の形成および実現が長期化することは不可避である。そこで、「ムートネスの法理 (mootness doctrine)」を克服し、判決を実効的なものとするためには、このような規定が不可欠であったのであろう。しかし、「将来収容される者すべて」の利益を適切に代表できる者が当事者(原告)にならなければならないであろう。これは、standing の問題であるが、これについては別の機会に論じたい。

「II. 人道的な心理的および物理的環境。」ここでは、まず、プライバシーの権利、収容目的にとって最も制限的でない条件の設定を求める権利および自己の生活に関する諸事項を決定することができる権利を患者が有することが規定されている。次に、患者の訪問、電話、郵便について細かな規定が置かれている。また、施設についても、病室、トイレ、シャワー、娯楽室、食堂等についての細かな規定が置かれている。

こうして、裁判所は、被告に対して具体的救済方法の実現を命じたが、適切な治療に関する判決の実現を確保するために、各制度ごとに、7人のメンバーで構成される Human Rights Committee (以下ではHRCと略記する。)を任命した⁽⁷⁸⁾。このメンバーは、その道の専門家ではないが、精神衛生および精神遅滞者の治療に関心のある者たちであった。この委員会は、州の常設委員会とされ、患者の尊厳および人権を保障するために、すべての調査、提案およびリハビリテーションの計画を審査する権限を有していた⁽⁷⁹⁾。しかし、HRCは、専門家に相談することは可能であったものの、同メンバーとして専門家の専任スタッフを雇い入れる権限を与えられてはいなかった。このことが、HRCの活動に対する桎梏となった⁽⁸⁰⁾と言われている。なお、HRCの権限については、のちに若干の補充が加えられ、各HRCは、合理的な範囲内で、その職務の遂行に必要なすべての行為を為す権限を有する⁽⁸¹⁾とされた。また同委員会は、権利が侵害されていることや判決内容が遵守されていないことを主張する患者に対して、助言を与えかつその者を補助しなければならない⁽⁸²⁾とされたのであ

「Ⅲ. 適切な治療を施すことができる十分な数の資格あるスタッフ。」ここでは専門家のスタッフは、一定の資格が必要であること、また、そうでない者も一定のオリエンテーションを受けなければならないこと、さらに指揮命令の関係およびスタッフの数や割合が規定されている。

「Ⅳ. 個人別の治療プラン。」ここには、各患者は収容されたのち48時間以内に包括的な治療を受けること、各患者は個人別の治療プランを立てられること、およびその治療プランに不可欠な事項等が、詳細に規定されている。

なお、Partlow State School and Hospitalの基準もほぼ同様であったが、若干異なっていた。See Wyatt case. *supra* note 75 344 F. Supp. at 395-407 Appendix A.

(78) Wyatt case. *supra* note 75 344 F. Supp. at 378, Wyatt case. *supra* note 75 344 F. Supp. at 392.

(79) *Id.*

See also M. Lottman, *supra* note 50 at 71-72.

(80) M. Lottman, *supra* note 50 at 71.

(81) Wyatt case. *supra* note 75 344 F. Supp. at 392 n. 10.

(82) Wyatt case. *supra* note 75 344 F. Supp. at 376, Wyatt case. *supra* note 75 344 F. Supp. at 392.

なおそのほかにも、制度・組織側の費用をもって、HRCは、適切な専門家からの

る。

さらに、原告やアマカス・キュリイが求めていたような救済方法の実現過程を監視するためのマスターについては、連邦裁判所は、もともと州の組織運営に取って代わることに消極的であったこと⁽⁸³⁾、および被告が本判決を直ちにかつ誠実に実現する意思を表示していることを理由に、その申立てについての判断を留保した⁽⁸⁴⁾。しかし、この判決を満足の行くかたちで遵守しない場合には、マスターが任命されざるを得ないことが付加された⁽⁸⁵⁾。これに対して、他方、特に Partlow State School and Hospital についての判決では、同病院の運営を行なうべき適切な行政組織が欠如していると判断し、専任のスタッフとして同病院内で働かせるために、専門的な資格を有しかつ制度運営に携わることのできる経験豊かなスタッフを任命すべきことを命じた⁽⁸⁶⁾。そして、これに従わない場合には、マスターが任命されることを示唆した⁽⁸⁷⁾のである。

さらに、被告による判決の不履行は、資金不足によって正当化されるものではないことも判示された⁽⁸⁸⁾。しかし、被告が財政難に直面する可能性があるにもかかわらず、裁判所は、被告が有する土地の一部を売却して改善のための資金に当てるべきことを内容とする原告の申立てについては、その判断を留保し

意見を得ることができること、およびその報酬は、3つの制度を運営しているアラバマ州精神衛生委員会のメンバーと同額とすることが規定されていた。*Id.*

(83) これは、アメリカ合衆国が連邦制度 (federalism) を採用していることに由来する。この制度と「公共的インジャンクション訴訟」事件における裁判所の活動との関係については、*See Special Project: Remedial Process. supra* note 26 at 866-69.

(84) Wyatt case. *supra* note 75 344 F. Supp. at 376-77, Wyatt case. *supra* note 75 344 F. Supp. at 392-93.

(85) Wyatt case. *supra* note 75 344 F. Supp. at 377, Wyatt case. *supra* note 75 344 F. Supp. at 393.

このような付記は、一面では、被告に、判決内容の任意の履行を促し、それにより具体的救済方法を実現させるための裁判所による威嚇手段という意味を持っている。これについては、後述第4章を参照。

(86) Wyatt case. *supra* note 75 344 F. Supp. at 393.

(87) *Id.* *See also* M. Lottman, *supra* note 50 at 74.

(88) Wyatt case. *supra* note 75 344 F. Supp. at 377, Wyatt case. *supra* note 75 344 F. Supp. at 393-394.

た⁽⁸⁹⁾。しかし、この点についても、被告が判決を十分に実現しないならば、資金を確保するための適切な措置が取られるべきことが、判決中で示唆されていた⁽⁹⁰⁾のである。

さらにまた、被告は、本判決から6カ月以内に、具体的救済方法の実施状況を裁判所に報告しなければならない⁽⁹¹⁾とされた。そして、このレポートの内容いかんでは、マスターが任命される可能性のあることが示唆された⁽⁹²⁾のである。

そして最後に、本件の管轄が保持されることが付け加えられた。⁽⁹³⁾

本判決は、翌5月に控訴されたが、それから2年以上のちの1974年11月8日、連邦控訴裁判所は、連邦地方裁判所の判決を主要な点では維持する旨の判決を下した。⁽⁹⁴⁾

2. 救済方法の実現過程

1) 控訴審判決までの救済方法の実現過程

この事件における具体的救済方法の実現過程で、最も問題となったのは、

(89) Wyatt case. *supra* note 75 344 F. Supp. at 377, Wyatt case. *supra* note 75 344 F. Supp. at 393.

また、同様に、州の財務省長官に対する州の余り重要でない財政支出の禁止を求める申立てについても、その判断が留保された。*Id.*

(90) Wyatt case. *supra* note 75 344 F. Supp. at 378, Wyatt case. *supra* note 75 344 F. Supp. at 394.

(91) Wyatt case. *supra* note 75 344 F. Supp. at 379, Wyatt case. *supra* note 75 344 F. Supp. at 394.

(92) Wyatt case. *supra* note 75 344 F. Supp. at 377, Wyatt case. *supra* note 75 344 F. Supp. at 394.

(93) Wyatt case. *supra* note 75 344 F. Supp. at 379, Wyatt case. *supra* note 75 344 F. Supp. at 395.

アメリカにおける判決の執行は、日本法とは異なり、原則として第1審判決が確定すれば可能であり、特に仮執行宣言を付す必要はない。これについては、たとえば、井関ほか「強制執行セミナー・アメリカの強制執行(4)〔債権の確保と回収を中心として〕」『ジュリスト』497号82頁, 85-86頁(1972)参照。See FED. R. CIV. P. 62 (1961).

(94) Wyatt v. Aderholt, 503 F. 2d 1305 (5th Cir. 1974).

Partlow State School and Hospital における制度の改善であった⁽⁹⁵⁾。本件では、この制度に関する救済方法の実現過程についての貴重な記録として、*Note, Wyatt Case* が存在するので、以下では、主としてこれに依拠して述べて行くことにしたい⁽⁹⁶⁾（なお、救済方法の実現過程においても、執行債権者・執行債務者と言う用語を用いることなく、便宜的に原告・被告と言う用語を用いることとする。）。

本件における「公共的インジャンクション」による制度の改善は、連邦地方裁判所が「救済方法についての判決」（→1 4）を言い渡す約 40 日前の「中間的緊急命令」により開始された。これは、事態の緊急性を考慮して、特に Partlow State School and Hospital に対して命じられたものであった。この命令は、同制度内のあらゆる非衛生的な状態の除去、300 人のスタッフの追加的な雇用および患者数の減少を内容としていた。しかし、この命令は、州の行政部および同制度による妨害を惹き起こした。たとえば、新しいスタッフを広く雇用することによって、熟練した旧来のスタッフが彼らを訓練しなければならなくなり、それにより同病院内で相当な混乱が生み出されたのである。

このような背景において、1972 年 4 月 13 日、「救済方法についての判決」が言い渡され、HRC が設立され、そのメンバーが任命された。HRC の細かな職務は、その判決においては明確にされていなかった。しかし、F. Johnson 判事は、同委員会に対して、信書で、同委員会のメンバー、被収容者、制度のスタッフおよび運営者との間で、自由闊達なコミュニケーションが確立されるべきことを示唆していた。さらに、HRC は、行政当局としばしばミーティングを行なうこと、定期的に判決内容が実現されているか否かを判断すること、そして裁判所に対して定期的にレポートを提出することが要求された。さらにまた、同判事は、制度運営者に対して、病院の施設、そのスタッフ、被収容者および記

(95) *Note, Wyatt Case, supra* note 50 at 1352.

(96) *Id.* at 1352-60. なおこのほかに、*Note, Implementation Problems, supra* note 50 at 448-53, M. Lottman, *supra* note 50 at 71-75 などを参照した。

録へ、HRC がアクセスすることを許すこと、および、HRC に情報を提供したスタッフに報復が加えられてはならないことを指示した。最後に、同判事は、判決の実現があくまで被告の職務であり、それは決してHRCの職務ではないことを強調したのである。

HRC は、判決後直ちに積極的な態度を取った。救済方法の実現過程を調査し、その結果を1週間置きに開かれるミーティングで議論した。

被告である制度の運営者は、HRCの活動が与えられた権限を逸脱しているとして、その活動に憤慨した。

この間に同病院は、患者の数をますます減少させて行った。また、病院内の生活条件が向上した。たとえば、電話機が取り付けられ、郵便物の検閲が停止され、トイレが改良されてプライバシーが保護されるようになった。さらに治療に当たるために、スタッフが新規に採用されたのである。

HRC は、独自の調査に基づいて、制度の具体的な改善措置に異議を述べた。たとえば、病院内の混乱した状況を緩和するために行なわれた退院の措置が、ある患者たちにとっては不適切であったと報告したのである。そこで、HRC は、非公式に F. Johnson 判事に、HRCの権限が退院させられた者にも及ぶか否かの助言を求めた。これに対して、同判事は、委員会の権限は病院内の者に限られると助言した。さらにまた、HRCにより集められた情報により、原告の弁護士は、病院内の労働に対価が支払われておらず、判決が遵守されていないと主張して、1972年7月5日、裁判所に、先の判決の実現を申し立てた。これに対して、裁判所は、1972年12月4日、先の判決を修正して、無償の治療的労働を許可する旨の命令を下した⁽⁹⁷⁾。

このような状況で、HRCと制度の運営者との関係は、徐々に緊張の度合いを増して来た。その結果、被告は、HRCが判決の実現を妨げているとして、非公式

(97) 「判決の修正」一般については、拙稿『「公共的差止訴訟」における差止判決の修正—アメリカの「公共的インジャンクション」をめぐる議論を手がかりにして—
(1)(2・完)『民商法雑誌』97巻4号483頁、5号653頁(1988)を参照。

ではあるが、裁判所に HRC を解散するように求めた。これが否定されると、被告は、1972 年 8 月 4 日、判決の修正を申し立て、HRC の権限の明確化を求めたが、両当事者の交渉の末、この申し立ては取り下げられた。1973 年に入ると、HRC と制度の運営者との関係は、幾分落ち着きを見せて来た。被収容者および衛生面について、激しい衝突はなかった。制度側も、判決に盛り込まれた基準を充足するために努力をなし始めた。しかし、その進捗状況は、非常に緩慢であったので、十分に実現されたものはほとんどない有様であったと言われている。

しかし、ここでまた新たな不和の種が生まれつつあった。HRC は、同病院内の何人かの者が強制的に断種されていたことを突き止めた。原告は、これが判決に違反していると主張し、新しい具体的救済方法の形成を申し立てたのに対して、1973 年 4 月 2 日、裁判所は、判決を修正して、断種についてもデュー・プロセスの基準を満たすべきことを判示したのである。

また別の対立の原因は、初年度の報告書の中に含まれていた。HRC と被告とは、それぞれ別々の方法で、判決実現の程度を評価したのである。一方で、HRC は、判決中に示された各基準につき個別的に評価し、実現の度合いを記入したレポートを作成した。そこでは、制度の財政難の点には、考慮が払われていなかった。他方、被告は、各基準を別々に考慮したが、その評価方法は、概括的なものでありかつ制度改善の限界を強調するもので、財政難等の諸種の事情を勘案してその当時に可能な限りで基準を充足していれば、判決を遵守できていると考えたのである。

この一年半を通じて、裁判所は、HRC と制度の運営者との間の対立に対して、(本件が控訴審に係属中であることもあって) 干渉することを避けて来た。たとえば、HRC は、被収容者の代弁者となり被収容者の権利を保護するための有給のスタッフを雇うことを提案したが、制度の運営者がこれを拒絶したため、F. Johnson 判事に信書で申入れをした。しかし、判事は、本件の控訴審理が終了するまではこの提案には応じないとして、この要求についての判断を先送りにしたのである。このように、この時期においては、具体的救済方法の実現については、いわば部分的なステイ (stay) が行なわれていたのである。

HRC は、いくつかの不平や提案を提出し続けたが、裁判所は、判決を修正する基礎として用いることはなかった。しかし、裁判所は、「救済方法についての判決」の1年後に提出されたHRCの初年度の報告書に応じて、制度に対して、HRCの勧告に従わない理由を明らかにするよう命じた。これに対して、被告は、現に従っていると答え、また仮にそうではないとしても、将来従うであろうと答えたに過ぎなかった。その後間もなく、精神病院の院長は、スタッフおよび患者を集めて、ミーティングを禁止するように通告した。HRCがこれを裁判所に報告したので、被告は、HRCの責任の明確化を求める申立てを行なった。これに対して、裁判所は、1974年9月26日、院長による上記の通告によってHRCの制度へのアクセスが制限されたので、院長がHRCの活動に干渉することを禁止したのである。

この数週間後、連邦控訴裁判所は、連邦地方裁判所の判決を支持する旨の判決を言い渡した。そして、同裁判所は、各制度が、「治療を受ける権利」を確保するために誠者な努力を行なっているか否かを判断させるために、連邦地方裁判所に事件を差し戻した。こうして、救済方法の実現についての一時期が終了したのであった。

しかし、勿論これで判決の実現が終了したわけではない。F. Johnson 判事は、事件が控訴審に係属中、裁判所が積極的な介入を行なうことを差し控え、部分的ではあるが救済方法の実現を非公式にステイしていたので、裁判所の積極的な介入を伴った救済方法の実現は、むしろこれ以後に本格的に行なわれることになるとも言えるであろう。

2) その後の救済方法の実現過程⁽⁹⁸⁾

1979年10月、当事者による広汎なディスカバリー (discovery) と証拠の再

(98) 以下の叙述は、Wyatt 事件を担当した判事の論文、F. Johnson, *Role of the Federal Courts. supra* note 50 at 277-79 による。なお、以下で述べる以外には、事件の経緯を詳らかにできなかった。他日を期したい。

度の取調べの後、裁判所は、アラバマ州の精神衛生システムが改善されつつあると判断した。1972年に Partlow State School and Hospital に存在していた危険かつ悲惨な状態は、ある程度は改善されたと判断されたのである。たとえば、制度内の大変な混雑ぶりも、緩和されて来た。スタッフも、十分とは言えないまでも増員され、施設自体も改良された。しかし明らかに、被告は、「救済方法についての判決」(→1 4)) のかなりの部分を覆行してはいなかった。特に、憲法上の適切な「治療を受ける権利」の一内容である個人別の治療(→1 3)) は、強制的に収容された患者に対して、依然として実施されないままであった。この権利を確保するための諸基準が充足されなかった大きな原因のひとつとして、少なくとも Bryce Hospital においては、院長がしばしば交代したことが挙げられる。被告も、院長やスタッフおよび職員の変動が激しく、治療計画もしばしば変更されたことを認めていた。さらに、被告は、このような状態ひいては判決の不覆行が、おおむね、州の精神衛生省 (Department of Mental Health) の職務活動および同省が判決実現のために院長に与えた権限と補助の仕方とに起因するとも報告したとされる。

1980年1月、裁判所は、証拠を取り調べ、アラバマ州知事の申立てを受けて、F. James 知事を、同州の精神衛生施設に対する仮のレシーバー (temporary receiver) に任命した。州知事は、その申立てにおいて、同州の精神衛生システムが窮状にあること、しかも、同システムの効果的な改善のためには、裁判所の特別なエクイティ上の権限の行使が必要であることを主張したのである。その任命により、レシーバーとしての F. James 知事は、かつて同州の精神衛生委員会に付与されていた精神衛生省の職務権限および同州の精神衛生施設に対するあらゆる管理監督権限を移譲された。それと同時に、裁判所は、Bryce Hospital における HRC の当時の委員長を、裁判所の代理人 (agent) として活動すべきモニター (monitor) に任命した。モニターは、レシーバーの管理監督行為をも含んだ精神衛生施設の活動全般を監視し、裁判所にレポートと改善提案書とを定期的に提出することを、その任務とされたのである。こうして徐々に、アラバマ州の精神衛生システムが改善され、患者の「治療を受ける権利」

が貫徹されて行ったのである。⁽⁹⁹⁾。

第4節 若干の分析

— *Brown* 事件および *Wyatt* 事件の手続的特質 —

まず、*Brown* 判決で連邦最高裁判所は、「公共的インジャンクション」を通じて、広汎な権利侵害の状態を解消し、公的な制度・組織の改善を求める「公共的インジャンクション訴訟」を処理するための基本的な手続構造（「救済過程」）に関する基礎を築いた。そして、*Wyatt* 判決は、連邦地方裁判所による新しい権利侵害の事例への *Brown* 判決の応用例である。ここでは、本章のまとめとして、次章以下でこの種の「公共的インジャンクション訴訟」事件の「救済過程」を論じるさいに有用と思われる限りで、*Brown* 事件および *Wyatt* 事件の手続的な特質を抽出しておくことにする。

なお、前述のように、*Brown* 事件についてはすでに我が国においても多くの紹介がなされ検討が加えられている。しかし、そのほとんどが、いわば「憲法実体法」におけるこの事件の意義に関する研究であり、その手続構造（「救済過程」）における特質には、従来ほとんど焦点が当てられていなかったのである。O. Fiss 教授の言われた「ブラウン判決の凱旋」とは、この判決の持つ「憲法実体法」における先例としての価値を評した言葉ではなく、むしろ、後のこの種の「公共的インジャンクション訴訟」事件における救済方法の形成過程および実現過程への *Brown* 判決のインパクトの大きさを表現した言葉であったことを、まず念頭に置いておくべき必要があるように思われる。

(99) なお、この *Wyatt* 事件以後、「治療を受ける権利」の実現方法は、通常の判決による方法から、クラス・アクションを介してのコンセント・ディクリー（consent decree）による方法に変わって行ったとされる。松平「前掲論文（註51）」219-20頁。

1. 段階的な救済方法の形成過程

—「権利侵害についての判決」と「救済方法についての判決」との分離と救済方法の形成に関する指針の提供—

まず第1に、*Brown* 事件で連邦最高裁判所が、被告による原告の「権利侵害についての判決」と救済方法の内容についての判決（「救済方法についての判決」）とを分離し、2段階に分けて事件を判断した点が注目に値する。これは、公的な制度・組織の改善を求める複雑かつ大規模な「公共的インジャンクション訴訟」を適切に運営し処理するための裁判所の工夫の1つである。このような「2段階的裁判」は、「救済方法の多様性という特殊性」を反映した訴訟手続上の工夫のように思われる。つまり、本件で連邦最高裁判所は、救済方法（判決内容）を形成するに当たり、権利侵害を排除するための具体的な救済手段が多様性を帯び複雑な内容となること⁽¹⁰⁰⁾に配慮して、このような「2段階的裁判」手続を採用したもののようと思われるのである。しかもこれは、我が国の訴訟手続に照らして見た場合に、いわゆる判決手続内での「2段階的裁判」の工夫であることも注目に値する。

また、*Wyatt* 事件でも、*Brown* 判決同様、連邦地方裁判所は、「権利侵害についての判決」と「救済方法についての判決」とを分離して言い渡している。しかも、*Brown* 判決同様、救済方法の形成過程（判決手続に相当する手続）において、「2段階的裁判」が行なわれたのであった。つまり、本件で連邦地方裁判所は、まず第1段階の「権利侵害についての判決」において、州立精神病院に強制的に収容された者（患者）は、「治療を受ける権利」を有すると判断し、当該精神病院の制度条件が、この権利を保障していると言いうる最低条件を満たしていないと判示した。ここでは、原告個々人の権利侵害を個別的に認定したのではなく、非常に抽象的なかたちで原告が「治療を受ける権利」と言ういわば新しい権利を有することを認め、被告である制度自体（その諸条件）がこの

(100) *Brown I case, supra note 29 at 495.*

権利を侵害しているとした点も注目すべきである⁽¹⁰¹⁾（「制度・組織による包括的権利侵害」の認定）。さらに、連邦地方裁判所は、後の補充的な判決で、「治療を受ける権利」を満たすための諸条件を提示した。この諸条件は、*Brown* 事件における *Brown I* 判決（「権利侵害についての判決」）に付されていたような具体的救済方法の形成のための指針である。さらに、連邦地方裁判所は、第2段階の「救済方法についての判決」で提示された諸条件を満たすための具体的措置を命じたのであった。

このような判断方法は、救済方法の形成過程における裁判所の役割を再認識させ、被害者に最善の具体的救済方法を付与すべきことを要請している「救済法」という法領域の存在を、わたくしたちに想起させるものである。

またさらに、*Brown* 事件では、連邦最高裁判所が、具体的救済方法の形成を細部にわたって行なったのではなく、単にそのための指針となる大枠を示すに留まり、具体的救済方法の形成を連邦地方裁判所のエクイティ権限に委ねた点

(101) 大沢『前掲書（『現代アメリカ社会と司法』）（註22）』25頁には、*Wyatt* 判決の第1の特徴として、判決内容が明確に制度の改革を志向している点が挙げられている。そこでは、病院制度の改革という必要性の前に、法的な権利義務関係の明確化の要請が十分に満たされていないが、このことは、この事件の判断の中心が、州の行なった違憲な行為を裁判所がどのように積極的に是正して救済すべきかという点にあることに関連しているとされている。

確かに、「法的な権利義務関係の明確化」というのは、ある意味では程度の問題ではあるが、しかし、裁判所が「権利侵害についての判決」を救済方法の具体的な形成とは分離して行なった背景には、司法権の発動が権利侵害（違法性）の認定によりはじめて可能になることが大前提とされているように思われる。そうすると、その限りで、この種の「公共的インジャンクション訴訟」事件においても、権利侵害が認定できるほどにはやはり権利義務関係が明確化されているように思われる。換言すれば、その権利侵害の認定から、裁判所等が具体的な救済方法を形成しうる程度に、その権利侵害は明確化されているとも言えるであろう（ただ、勿論、その具体的な内容を探究する必要はある。）。むしろ、この種の事件における最大の問題は、侵害が認定された当該権利から、論理必然的には特定の具体的救済方法を導き出すことができない点にあるように思われる。See A. Chayes, *Role of the Judge*, *supra* note 24 at 1293-94.

See also D. Zeigler, *Rights Require Remedies: A New Approach to the Enforcement of Rights in the Federal Courts*, 38 HASTINGS L. J. 665 (1987).

が特徴的である。そのような基本的指針の提供は、この事件では、「権利侵害についての判決」と「救済方法についての判決」とにより行なわれた。しかし、本件が、各州の様々な地方的特質をはらんだ事件の併合審理であったことも作用して、連邦最高裁判所は、救済方法の形成のための指針を示すに留まり、地方的特質を汲み上げた具体的救済方法の形成については各連邦地方裁判所に委ねたのである。

また、*Wyatt* 事件でも、連邦地方裁判所は補充的な判決により、「治療を受ける権利」を確保するための3つの基準を提示し、具体的救済方法を形成するための基本的な指針を提供した。

このような指針の提供による漸進的かつ段階的な救済方法の形成過程は、大規模かつ複雑な「公共的インジャンクション訴訟」を首尾よく運営して行くための1つの手続上の工夫であろう。訴訟の焦点を徐々に具体的な問題に絞って行くことにより、それらに関する両当事者や訴訟参加人の主体的な関与の下で、より多くの詳細な資料や情報を得て、裁判所は、最善の具体的救済方法を形成することが可能となるのである。

2. 大規模なクラス・アクションと判決の広汎な影響力

まず、*Brown* 事件が、原告側の大規模なクラス・アクション⁽¹⁰²⁾であるという点である。被害者である原告が、広汎な権利侵害を行なっている公的制度・組織の改善を求める「公共的インジャンクション訴訟」を提起するさいに、適切な原告を確保し適切な範囲で判決効を及ぼすための手続を考える上で、この点は看過できないであろう⁽¹⁰³⁾。*Brown* 事件の場合、改善を求められた制度は、あ

(102) See A. BLAUSTEIN & R. FERGUSON, DESEGREGATION AND THE LAW: THE MEANING OF THE SCHOOL SEGREGATION CASES 45 (Rothman 1957).

(103) つまり、究極的には個々人への損害賠償金の分配が問題となる損害賠償請求訴訟とは異なり、インジャンクション訴訟では、原告勝訴の場合には、その判決（具体的救済方法）の成果を非当事者（「潜在的当事者」）もまた直接的に享受することになる（伊藤眞『民事訴訟の当事者』103頁（弘文堂 1978）、上原敏夫「集团的救済制

る州における学校教育に関する制度であり、その制度の改善が認められただけでも、かなり多くの人々、たとえば、学齢期にある黒人および白人児童とその保護者、さらには将来学齢期に達する黒人および白人児童とその保護者、また、制度設営者、そのスタッフ、ひいては交通機関に至るまで、多くの人々に広汎な影響力を及ぼすことになる（これらの者は、概括的に「潜在的当事者」と呼ぶことができる）。本件の場合には、4州にわたって別学制度が問題とされているので（さらに、連邦最高裁制所が、別学を許可または要求している諸州の法務総裁に、アミカス・キュリイとして訴訟に関与することを許しているところから、）、本件は、全米中に影響を及ぼす可能性のある事件であった（また、連邦最高裁判所は、公的利益への配慮も示唆しているのである）。そこで、この訴訟を適切に遂行することのできる原告を選び出す作業が不可欠となる。したがって、クラス・アクションが用いられることになる。しかし、この事件ではこの点が争点とはなっていないので、クラス・アクションに関しては判示されていない。

また、Wyatt 事件も、Brown 事件同様、原告側の大規模なクラス・アクションであったという点も特徴的である。制度内に収容されている多数の患者の「治療を受ける権利」を適切に主張し、十分な訴訟遂行が行なえるために、このような手続が採用されたと考えられる。しかし、この事件でも Brown 判決同様、クラス・アクションに関する争点は存在しなかったため、クラス・アクションの実情については明らかではない。そこで、判旨の中から関連する部分を拾って行くと次の通りである。すなわち、本件は、当初労使紛争であり、

度の基礎的研究——ドイツ法とアメリカ法を中心として——」『法学研究（一橋大学）』11号105頁、273頁（1979）、原強「判例研究」『上智法学論集』30巻1号289頁、297頁および303頁註23（1987）などを参照）。したがって、わざわざクラス・アクションの手続を採らなくてもよさそうに思われる。しかし、単なる感想めいた指摘に止めざるをえないが、原告がそのような背景には、「潜在的当事者（原告）」に十分配慮したかたちでの当事者適格の確保、そしてクラス・アクションに託された広汎な紛争解決機能の発揮および広汎な影響力を有する判決効の正当化への期待が存在するように思われてならない。

Bryce Hospital に収容された患者および一部の職員が、自己自身のためおよびクラスの他のメンバーのために、訴えを提起したものであった。そのさい、原告の解雇により 5,000 人の患者が治療を受けられなくなるという主張から憶測すれば、相当大規模なクラス・アクションであったことが窺われる。さらに、このクラスは後に拡張され、同州の Searcy Hospital および Partlow State School and Hospital に精神治療のために強制的に収容された患者も、原告として追加されたのである。また、この判決、すなわち具体的救済方法の影響力を考えると、なるほど、本件ではある病院内の諸条件の改善が求められていることから、判決によって影響を受ける人々の範囲はその制度内に限定できると言えないこともない。しかしながら、本判決は、個々の精神病院や施設の諸条件の改善を行ないつつ、いわばアラバマ州の精神衛生制度全体の改善を企画したものと言えないこともないであろう。しかも、本判決は、「救済方法についての判決」の各 Appendix A⁽¹⁰⁴⁾ に詳細に規定されているように、「治療を受ける権利」を確保するための 3 条件（→本章第 3 節 1 3）をそれぞれ充足することによって、アラバマ州の精神衛生制度全体の抜本的な改善が意図されたものと言えるであろう。そのような制度条件の改善への影響もさることながら、この判決によって保護される者の範囲も、「現在収容されているすべての人々および将来強制的に収容されるすべての人々」（→本章第 3 節 1 4）（註 77）という具合に広範囲にわたっていたのである。さらに、制度の運営に携わってきたスタッフおよび運営者たちも、この判決の影響を受けることになる。また、制度内の収容人員を削減することにより、一般社会へ戻された患者の問題⁽¹⁰⁵⁾もあった。それゆえに、この判決は、究極的には社会全体に影響を及

(104) Wyatt case. *supra* note 75 344 F. Supp. at 379-86, Wyatt case. *supra* note 75 344 F. Supp. at 395-407.

(105) たとえば、一般社会に戻された者が、商店の床に排尿したり、そこで飛び跳ねたり、また異常な性行為を行ったりして、街の人々の苦情の種となったと言われている。See Note, Wyatt Case, *supra* note 50 at 1374-75.

このように、患者の一般社会への復帰の背後には、精神遅滞を克服するためには病

ばす性質のものであったのである。

3. 裁判所による訴訟関与の要請と多数の利害関係人の関与

まず、*Brown* 事件で連邦最高裁判所は、*Brown I* 判決ののち、救済方法を審理するために、新たに弁論を開くこととし、多くの者に訴訟への関与を要請し、具体的な救済方法に関して各々の見解を披瀝することを求めた点も注目すべきである。特にそこでは、違憲とされた別学制度を許可もしくはは要求しているすべての州および連邦（それらの法務総裁）に対しても、このことが要求されたのである。当事者（原告、および被告であるカンザス、サウス・キャロライナ、ヴァージニアそしてデラウェア）をはじめ、この要求に応じて連邦の法務総裁およびフロリダ、ノース・キャロライナ、アーカンソー、オクラホマ、メアリーランドおよびテキサスの諸州の法務総裁が弁論趣意書（briefs）を提出して口頭弁論に関与した⁽¹⁰⁶⁾。さらに、原告の背後に、その訴訟遂行を資金面など様々な局面で支える団体NAACPが存在していたことも、看過することができない。これらの多くの利害の代弁者が、直接または間接に訴訟に関与した結果、裁判所は、多様な具体的救済方法の中から、1つの救済方法を形成するために有益な情報を得ることができたのである。

また、*Wyatt* 事件でも、*Brown* 判決同様、具体的救済方法の形成および実現に当たって、連邦地方裁判所は、いくつかの専門機関の訴訟関与を認めた。まず、裁判所は、連邦司法省に、アミカス・キュリイとして訴訟に関与することを要請した。さらに、裁判所は、精神衛生の向上または公民権の保護を目的とする3つの専門機関が、アミカス・キュリイとして訴訟に関与することを許可した。まず、アミカスとしての連邦司法省は、本件における救済方法の実現の

院等の閉ざされた施設で治療を行なうよりも、患者を一般社会へ復帰させ、その中で治療を行なう方が妥当であるとの考え方が控えている。See Note, *Implementation Problems*. *supra* note 50 at 433.

But see C. Diver, *Political Powerbroker*. *supra* note 26 at 62.

(106) *Brown II* case, *supra* note 30 at 298–99.

過程で、いくつかの重要な役割を演じていた⁽¹⁰⁷⁾とされている。もともと司法省は、HRCに法的助言を与えるように要請されたので、FBI (Federal Bureau of Investigation) を通じて、HRCに情報を提供した。それにより、HRCは、比較的完全なかたちで、裁判所にレポートを提出することができるようになった。また、連邦司法省は、連邦行政部の見解を述べることができ、その利益をも代表していた。裁判所は、連邦司法省に判決の実現の補助を求めたわけではなかったが、要請があれば具体的救済方法の実現を補助することが期待されていたのである⁽¹⁰⁸⁾。

次に、精神衛生または公民権についての専門機関が重要な役割を果たしていた⁽¹⁰⁹⁾とされる。たとえば、専門的な事項に関する証言を行ない、適切な「治療を受ける権利」を満たすための救済方法のプラン(判決原案)を作成するために原告を補助し、また独自の提案をも行なった。しかし、これらの専門機関は、救済方法の実現過程へ積極的には関与せず、ただ、原告側の弁護士やHRCと接触を保っていたに過ぎなかった⁽¹¹⁰⁾とされる。そして、仮にこれらの専門機関が、救済方法の実現過程に積極的に関与していれば、HRCの欠点のいくつかが克服されたであろう⁽¹¹¹⁾とも言われている。

このような専門家の訴訟関与は、具体的救済方法を形成し実現するためには不可欠であろう。原告および裁判官は、その分野に関しては素人であり、これ

(107) Note, *Wyatt Case*, *supra* note 50 at 1365-66.

(108) See Note, *Wyatt Case*, *supra* note 50 1365-66.

(109) Note, *Wyatt Case*, *supra* note 50 at 1366.

(110) See also *supra* note 73 and accompanying text.

(111) たとえば、救済方法の実現過程において、HRCのスタッフが不足していることが明らかになった。とりわけ、各制度内を調査しその情報を収集し、判決に挙げられた諸基準の遵守の度合いをチェックするための専門家スタッフの欠如が明らかになった。See *supra* note 80 and accompanying text. 仮にこのような専門家スタッフの助言があれば、HRCは、裁判所にレポートを提出する場合にも、判決のどの基準が直ちに履行されるべきかについての適切な優先順位の提案を、そこに盛り込むことができたであろうとされる。See Note, *Wyatt Case*, *supra* note 50 at 1366-67.

に対して専門的な知識を有している被告も、先に述べたように（→本章第3節1-3)), 非協力的であったからである。また、本件が、とりわけ新しい権利の実現であったゆえに先例もなく、裁判所が、多様な具体的救済方法の中から最適なものを選択し判決内容を形成しなければならなかったもので、専門家の関与が不可欠であったのであろう。しかし、この事件で連邦地方裁判所は、事件が控訴審裁判所に係属中、判決の実現に対して新たな具体的救済方法を命じないという意思を表明し、その限りで部分的なステイを行っていたので、アミカス・キュリイは、その救済方法の実現の段階では、現実には、積極的な態度に出なかったようである⁽¹¹²⁾。

4. 具体的救済方法の形成および実現にさいして、裁判所が被告の自発的な活動を期待したこと

さらに、*Brown* 事件において連邦最高裁判所が、具体的救済方法の形成および実現にさいして、被告の自発的な活動を期待していたことも特徴的である。しかし、この判決では、被告が、「救済方法のプランを具体的にいつまでに作成し、いつから実施に移すべきであるか」の点、および「具体的にどのような改善措置を講じなければならないのか」の点が曖昧であった。前者については *Brown I* 判決では被告である教育委員会が、人種による別学の解消のための第1次的な責任を負うこと、そして、そのために即座でかつ合理的なスタートを切らねばならないことが判示されたものの、具体的な期限は切られていなかった。また、後者の具体的な改善措置に対する連邦最高裁判所のチェックについても、*Brown II* 判決では、単に、教育委員会が憲法上の原則を誠実に実現して

(112) See Note, *Wyatt Case*, *supra* note 50 at 1367.

なお、S. Yeazell 教授は、「公共的インジャンクション訴訟」事件（公立学校における人種別学解消訴訟事件）では、訴訟参加（intervention）の名の下に、法廷において一種の「タウン・ミーティング」と呼びうる現象が生じていると指摘している。S. Yeazell, *Intervention and the Idea of Litigation: A Commentary on the Los Angeles School Case*, 25 UCLA L. REV. 244, 244(1977).

いるか否かという非常に抽象的な判断基準が示されていたに過ぎなかった。つまり、連邦最高裁判所は、被告である教育委員会の自発的措置に期待した⁽¹¹³⁾のである。これは、判決内容が相当ドラスティックであったこと、救済方法がかなり専門技術的であったこと、さらに、被告に対して裁判所が極端に干渉的となることにより全面的な抵抗を受け判決の実施が阻止されるよりは、徐々にではあれ漸進的に判決が実施されることの方がより好ましいと考えられたことなどに起因しているように思われる。

また、*Wyatt* 事件でも、連邦地方裁判所は、まず救済方法の形成過程において、当初は大幅に被告による具体的救済方法の自発的な形成を期待していた。しかし、結局のところ、裁判所は、その提出したプランを不適切として、原告やアミカス・キュリイに、具体的救済方法に関するプランを提出する機会を与えたのである。また、救済方法の実現過程でも、連邦地方裁判所は、被告による判決の実現を監視するためのマスターの任命を控えつつも、判決の随所に、被告が判決を実現しない場合にはマスターの任命をも辞さないという意思を表明すること——いわば一種の司法的な威嚇⁽¹¹⁴⁾——によって、被告による自主的な判決の実現を促している。この点も、この事件の特徴のひとつである。

5. 救済方法の形成過程とその実現過程との連結

— 判決裁判所の継続的関与 —

特に *Wyatt* 事件では、「救済方法についての判決」が言い渡されたのちも、救済方法の形成過程を担当した連邦地方裁判所が、そのまま管轄を保持して、被告からの判決の遵守度に関するレポートやHRCからの調査報告書を受け取ったりして、救済方法の実現を継続的に監視していた点も特徴的である。公的制度・組織の改善を目的とする「公共的インジャンクション訴訟」において、救済方法の実現は、一朝一夕で達成できるものではなく、不可避的に長い時日を

(113) 藤倉「前掲論文（「アメリカにおける公共訴訟の一原型」）（註22）」264頁。

(114) これについては、後述第4章参照。

必要とする。そこで、このような救済方法を形成した裁判所による継続的な監視システムの存在が不可欠となる。これもまた、この事件の特質のひとつである。

さらにまた、裁判所は、多様な具体的救済方法の中から当該事案の解決に最適なものを選択しなければならないが、その具体的救済方法の実効性は、現実に実施してみなければ判明しないという場合が多い。本件のように、いわば新しい権利が問題となった事件では、とりわけその傾向が顕著である。そうだとすると、裁判所は、具体的な救済方法の実現を継続的に監視することにより、その形成過程では予期しえなかった事態の発生に対して、適切に対処できる態勢を整えておくことが不可欠なのである。Wyatt 事件では、救済方法の実現過程で新たな問題が生じた場合に、救済方法を形成した裁判所（裁判官）——いわば第1審受訴裁判所——が、元の判決を修正したり、アドバイスを与えたりして、その実現過程に継続的に関与したのである。

6. 裁判所の積極的な役割

Brown 事件および *Wyatt* 事件においては、まず、一般的に裁判所の積極的な役割が看取できるであろう。特に、被害者を救済するために、制度・組織の改善を内容とする具体的救済方法の形成およびその実現の局面では、それが顕著である。

また、具体的救済方法の形成過程では、原告の申立事項に囚われずに、それを救済の趣旨に沿うかたちに翻案して、裁判所が、積極的な内容の救済方法を付与しているのも特徴的である。*Brown* 事件の原告は、元はと言えば、白人と黒人との別学を要求しまたは許可していた憲法等を差し止めるという比較的単純なインジャンクション（不作為判決）を求めていたに過ぎなかった。しかし、連邦最高裁判所は、人種による別学制度を解消するための具体的救済方法を形成すべきであるとする極めて複雑な内容の作為判決を言い渡したのであった。さらに、*Wyatt* 事件の原告も、申立てでは、制度内における憲法違反の行為を禁止する旨のインジャンクションを求めていたに過ぎなかった。しかし、裁判

所は、そのような抽象的な不作為の判断を越えて、制度の改善に至る複雑な内容の具体的救済方法の形成（および実現）にまで携わっているのである。つまり、「公共的インジャンクション訴訟」事件では、原告の申立事項を特定する責任が、「どのような権利侵害からの救済を求めているのか」を指摘することに尽きており、「そのためにはどのような具体的救済方法が必要であるか」については、裁判官の裁量に委ねられているのである。このような裁判所の活動は、確かに、連邦民事訴訟規則 54 条(c)項⁽¹¹⁵⁾を根拠にしてはじめて認められるとも言えるであろう。しかし、この条文の中に、被害者に最善の救済を与えるべきことを強く要請し、そのための裁判所の活動の支えともなるべき「救済法」の実体法上の基礎の一部を見出し、（それが、エクイティ権限にのみ由来するものであるか否かは問題であるとしても）この背後に「救済法」の存在を看取することも、あながち無理とは言えないであろう。

* * *

このように、*Brown* 事件および *Wyatt* 事件と言った「公共的インジャンクション訴訟」事件における救済方法には、顕著な手続的特質がいくつか存在している。

これらは、端的に言えば、裁判所が、広汎なインパクトを持つ多様な具体的救済方法を、「救済過程」すなわち救済方法の形成過程とその実現過程とを通じて徐々に具体化するさいに生じる特質と言えるであろう。勿論、上記の特質の

(115) FED. R. CIV. P. 54 (c) (1961). 「(c)請求の趣旨. 欠席判決は、原告が請求の趣旨で求めたものとは異なる種類のものであってはならず、また、金額についても原告の申立てを越えるものであってはならない。欠席当事者に対して欠席判決がなされる場合を除き、どのような終局判決でも、勝訴者は、そのような具体的救済方法をプリーディングで求めているときでも、その者が得ることのできる具体的救済方法を付与しなければならない。」

なお、この規定については、谷口安平「アメリカにおける判決の申立と裁判」『法学論叢（京都大学）』88巻1-3合併号106頁（1970）を参照。

さらに、松山幸雄『日本診断』「雲の上下——生活に密着した米裁判所——」105-07頁（朝日新聞社 1981）も参照。

すべてが、「公共的インジャンクション訴訟」事件における「救済方法の多様性という特殊性」に由来するものとは言い切れないだろう。しかし、それらの特質は、多かれ少なかれこの種の特殊性により影響を受け、それと少なからず関連性を有しているとは言えるであろう。

そこで、次章以下で、「公共的インジャンクション訴訟」における「救済過程」をより詳しく論じて行くことにしたい。

〔未完〕

(1988年12月30日)